

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	岐阜市 国民健康保険事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・岐阜市では「岐阜市特定個人情報ファイル安全管理規程」を定めており、特定個人情報保護評価については本規程を活用したリスク評価を実施している。
- ・国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岐阜市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の内容 ※	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険被保険者の資格、保険料の賦課、保険料の徴収及び保険給付の事務を取り扱う。 当市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険法及び国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)による事務であって主務省令に定めるものに関する以下の事務で取り扱うものとする。 ①国民健康保険の被保険者の資格を審査する事務 ②国民健康保険の保険料の賦課を管理する事務 ③国民健康保険の給付を審査する事務 ④国民健康保険の保険料の収納を管理する事務 ⑤国民健康保険の保険料の滞納を管理する事務
③対象人数	<選択肢> [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民健康保険資格システム
②システムの機能	・国民健康保険資格情報管理機能:国民健康保険の資格情報を管理する。 ・緩和措置対象者管理機能:国民健康保険の特定同一、旧被扶養者を管理する。 ・介護適用除外者管理機能:国民健康保険資格の介護適用除外者を管理する。 ・非自発的失業者管理機能:国民健康保険資格の非自発的失業者を管理する。 ・マル学、住所地特例等個人情報管理機能:国民健康保険資格のマル学、住所地特例等を管理する。 ・限度額適用・標準負担額減額認定情報管理機能:国民健康保険資格の限度額適用・標準負担額減額認定情報を管理する。 ・帳票発行機能:被保険者等の各種証明書を発行する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()

システム2～5

システム2

①システムの名称	国民健康保険料システム
②システムの機能	・国民健康保険賦課情報管理機能:国民健康保険の賦課情報(賦課明細、内訳、期割情報、徴収方法)を管理する。 ・帳票発行機能:変更決定通知等の各種通知を発行する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()

システム3

①システムの名称	国民健康保険給付システム
②システムの機能	・国民健康保険診療報酬明細書情報管理機能:国民健康保険の診療報酬明細書を管理する。 ・出産育児一時金管理機能:国民健康保険の出産育児一時金の支給状況を管理する。 ・葬祭費管理機能:国民健康保険の葬祭費の支給状況を管理する。 ・食事差額管理機能:国民健康保険資格の食事差額の支給状況を管理する。 ・高額療養費管理機能:国民健康保険の高額療養費の支給状況を管理する。 ・療養費管理機能:国民健康保険の療養費の支給状況を管理する。 ・高額介護合算管理機能:国民健康保険の高額介護合算の支給状況を管理する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()

システム4	
①システムの名称	収納消込システム
②システムの機能	・収納消込保険料管理機能: 保険料の徴収方法、納期毎の期割料額、収納額、納期限及び代納人(代表相続人、納付義務者)情報を管理する。 ・還付管理機能: 保険料の還付に関する情報を管理する。 ・証明書発行機能: 保険料の納付済額証明書等の証明書を発行する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	・滞納者情報管理機能: 保険料の滞納者に関する滞納処分等の情報を管理する。 ・滞納処分関係等帳票発行機能: 保険料の滞納処分関係等の各種帳票を発行する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	共通基盤連携システム(宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)、庁内連携システム等を含む。)
②システムの機能	1. 統合宛名機能 (1) 団体内統合宛名番号採番機能 業務システムからの要求に応じて、団体内統合宛名番号を採番し、業務システム、及び中間サーバーに返却する。 (2) 番号管理情報更新機能 住民基本台帳情報(現存者)、宛名(住登外)情報の更新データが送付されてきた場合に、団体内統合宛名番号、個人番号、宛名番号(業務)の紐付け情報を更新する。 (3) 業務システム連携機能 業務システムからの要求に応じて、個人番号、または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を返却する。 (4) 業務システム連携機能(番号情報) 業務システムからの要求、または番号管理情報の変更の際に、宛名番号(業務)に紐付く個人番号、及び団体内統合宛名番号を返却する。 (5) 団体内統合宛名番号表示機能 業務システムで団体内統合宛名番号を保持しない、またはシステム化されていない業務向けに、番号の紐付け情報を検索し、表示する。 (6) 中間サーバー連携機能(4情報提供) 中間サーバー、または中間サーバー接続端末からの要求に応じて、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を返却する。 2. 中間サーバー連携機能 (1) 情報提供機能 統合DBから特定個人情報情報を抽出し、中間サーバーに連携(提供)する。 3. 情報照会機能 (1) 情報照会機能 業務システムから「他団体への情報照会依頼」を受信する。 (2) 情報照会連携機能 業務システムから受信した「他団体への情報照会依頼」を中間サーバーに連携する。 (3) 照会結果取得機能 中間サーバーから「他団体からの情報提供内容」を取得する。 (4) 照会結果回答機能 中間サーバーから受信した「他団体からの情報提供機能内容」を、業務システムに連携する。 (5) 番号変換機能 宛名番号(業務)⇄団体内統合宛名番号の変換を行う。 (6) 文字コード変換機能 業務システムにて使用しているデータの文字コードを変換する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバー)

システム7

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。また、国保給付等の公金受付口座での申請が生じた都度、口座登録・連携ファイル関係情報の取得を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 パッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム8

①システムの名称	次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
②システムの機能	1. 資格継続業務(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 当市の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを当市から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2. 高額該当回数(引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照)) (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 当市の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 当市の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを当市から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、当市より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 * ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 国民健康保険システム ）
システム9	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐付けが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 (i) 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii) 被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐付けが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (iii) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i) 機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii) 情報照会及び (iii) 情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv) 情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 国民健康保険システム ）
システム10	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	・【住民向け機能】 自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請できる機能 ・【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ e-Gov電子申請サービス ）
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険システムファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	①住民基本台帳情報及び税務情報に個人番号が管理されるため、正確な資格管理、保険料賦課・徴収及び給付等の事務を行う。 ②国及び他の自治体と国民健康保険情報を連携することで、住民の各種申請の手続き簡素化等の利便性向上のため。 ③(オンライン資格確認の準備業務)オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要がある、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。
②実現が期待されるメリット	・個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。 ・これまでに窓口で提出が求められていた事業者及び行政機関等が発行する添付書類の省略が図られ、住民の負担軽減に繋がる事が見込まれる。 ・国及び他の自治体が保有する住民情報や所得情報と国民健康保険情報を連携することで、国民・住民情報を効率的・正確に名寄せ・突合ができる。 ・(オンライン資格確認の準備業務)オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用の仕組みを実現する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項 別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令／総務省令第5号。以下「別表主務省令」という。) 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 <番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 (2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、173の項)及び16、19、27、38、111、116、137、141、145、164、165、166の項 <番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠> ・69、70、71、160の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民協働生活部 国保・年金課、財政部 納税課
②所属長の役職名	国保・年金課長、納税課長
8. 他の評価実施機関	

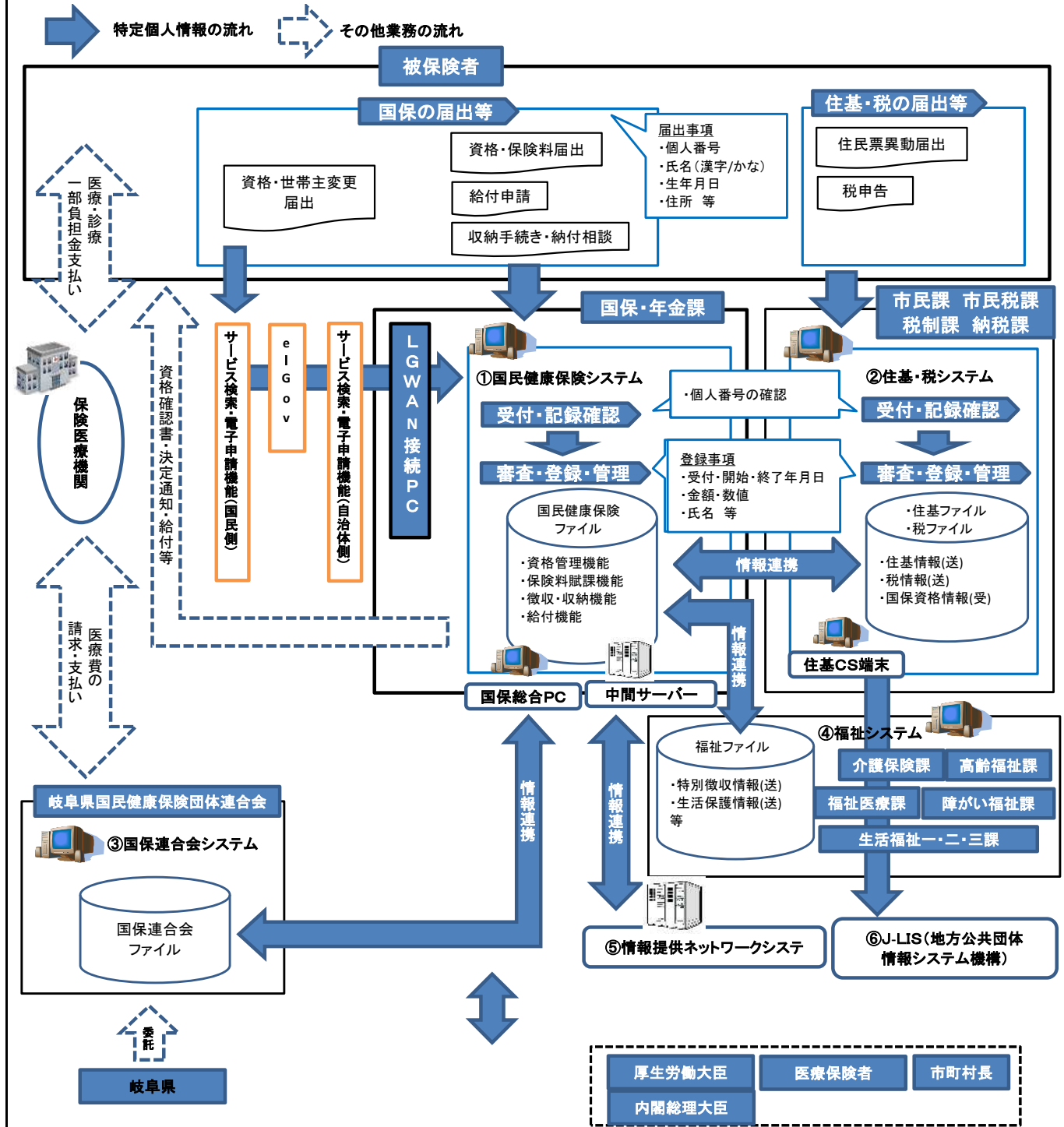
(別添1) 事務の内容

別紙1のとおり

(備考)

(別添1) 事務の内容

A 被保険者・岐阜市国保・年金課(岐阜市内機関含む)・他機関の関係概要



(備考)

国民健康保険法及び番号法等に従い、国民健康保険事務(被保険者の資格、賦課、給付、収納及び滞納情報を管理する事務)を行う。

事務の内容

①国民健康保険システム(国保・年金課業務)

(国民健康保険資格システム)

- ・岐阜市国民健康保険資格に関する取得・喪失・変更の届出に基づく管理。
- ・資格確認書等及び資格喪失証明書の交付(履歴)管理。
- ・資格確認書等の負担割合決定及び交付(履歴)管理。

(国民健康保険料システム)

- ・世帯構成・所得情報により保険料(特別徴収を含む。)を賦課・通知。
- ・非自発的失業者の軽減申請及び減免申請に基づく審査・決定・通知。

(国民健康保険給付システム)

- ・高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費、療養費及び移送費の支給計算、決定及び支給。
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証の決定及び交付(履歴)管理。
- ・一部負担金減免申請に基づく一部負担金審査・決定。
- ・保険給付の一時差し止め。

(収納消込システム)

- ・保険料の収納消込管理及び当該処理に基づく督促状等の通知。
- ・保険料の過誤納金の還付・充当。
- ・口座振替情報管理。

(滞納整理システム)

- ・保険料の滞納状況・納付状況管理及び当該状況に基づく資格確認書の交付(履歴)管理
- ・弁明通知後の交付要求や滞納差し押さえ状況管理。

②住基・税システム(市民課・税担当課業務)※他事務のため詳細は省略

(住基)

- ・被保険者の住民票に関する異動の届出に基づく管理。
- ・市民課の住民票に関する基本情報を取り込み、国保資格情報として管理。国保資格の得喪情報を移転。

(税)

- ・被保険者の所得、口座及び税情報を管理。
- ・所得、口座及び税情報を取り込み、国保の保険料・給付の計算・審査に利用。

③国保連合会システム(岐阜県国民健康保険団体連合会業務)※詳細は次頁

- ・診療報酬等の審査支払い及び保険者事務共同事業の実施。
- ・国保資格情報、診療報酬(診療内容・医療費)情報、高額介護合算情報、特別徴収情報について情報連携を行う。

④福祉システム(介護保険課、福祉医療課、高齢福祉課、障がい福祉課及び生活福祉一・二課・三課業務)※他事務のため詳細は省略

- ・国保資格、賦課、給付に関する情報を移転。

⑤中間サーバー・情報ネットワークシステム

- ・情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人情報対応符号の取得のための必要な個人情報を中間サーバーに保有・管理。
- ・番号法別表に基づき中間サーバーを通じて厚生労働大臣から失業保険給付関係情報、医療保険者から医療保険・所得情報及び市町村長から医療保険所得情報に関する情報提供を受ける、又は提供を行う。
- ・口座登録・連携ファイル関係情報の取得

⑥J-LIS(地方公共団体情報システム機構)

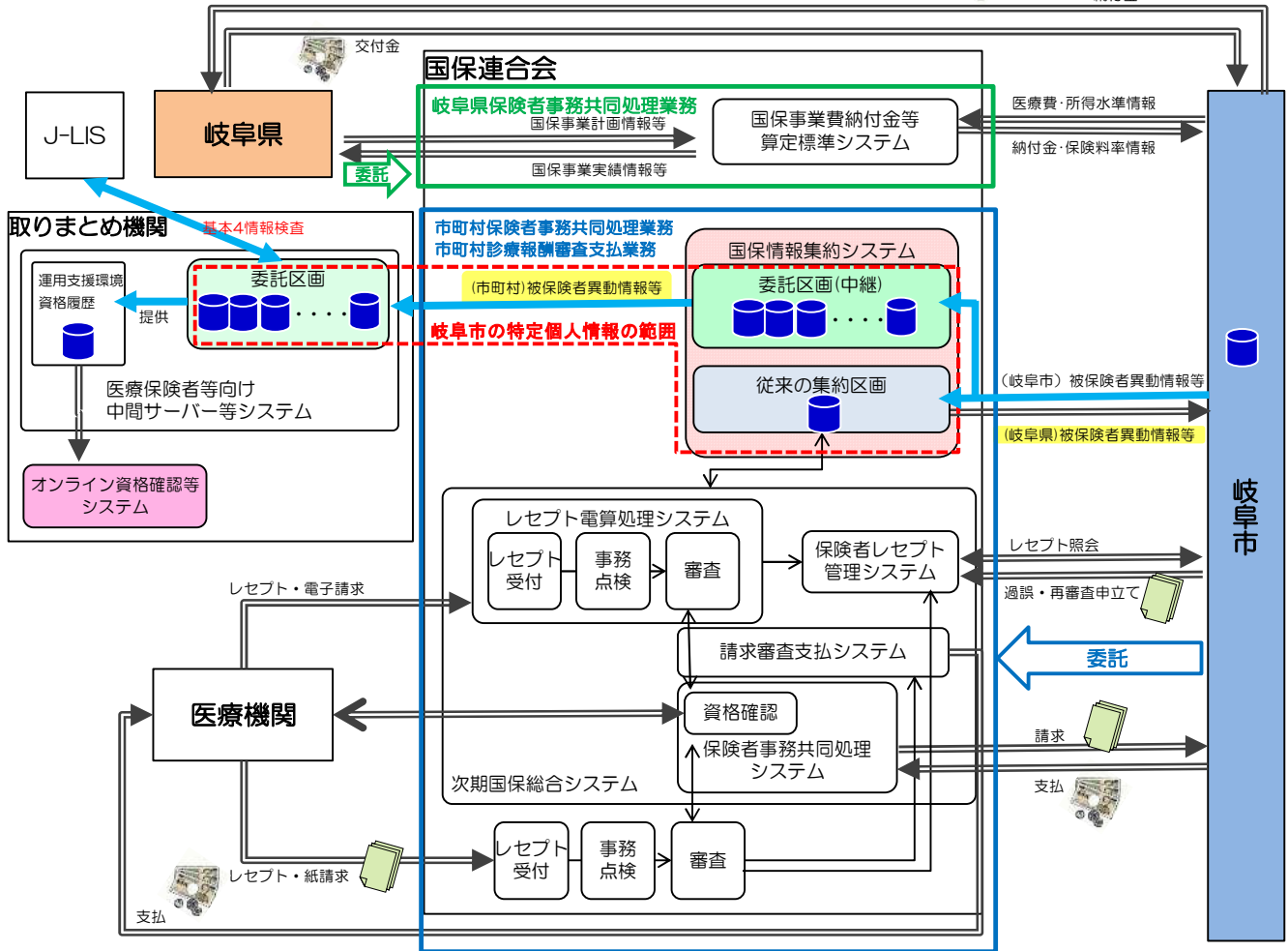
- ・住民登録外の被保険者(住所地特例・岐阜市外申請者等)の確認のために、個人番号情報の照会を行う。

⑦ サービス検索・電子申請機能

- ・サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データ(被保険者異動届、世帯主変更届)をLGWAN接続PCより受領。

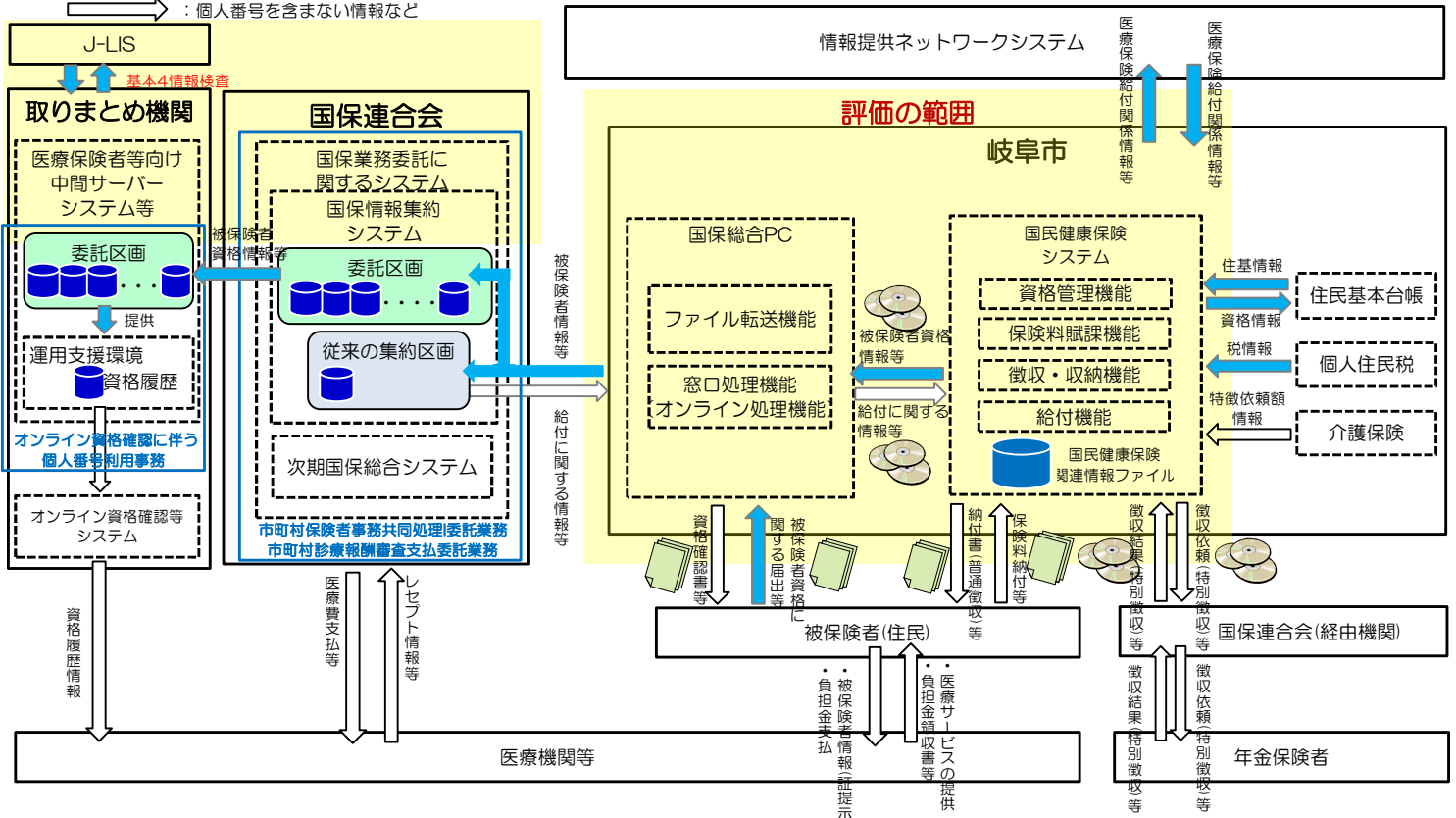
B. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係

→ : 個人番号を含む情報
→ : 個人番号を含まない情報など



C. 国保総合PCと市区町村システムとの関係

→ : 個人番号を含む情報
→ : 個人番号を含まない情報など



(備考)

1. 市区町村保険者事務共同処理業務

- 1-1.国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。
 - ・なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。
- 1-2.上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号を使用しない。
- 1-3.オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、
国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。

2. 都道府県保険者事務共同処理業務

- ・都道府県が、国民健康保険の保険給付費(歳出)および国庫負担金や前期高齢者交付金等の歳入を推計し、保険料収納必要額を推計しその保険収納必要額を確保するために、所得水準に基づき市区町村ごとの保険料収納必要額を算定するとともに、標準保険料率を計算するための「国保事業費納付金等算定標準システム」の設置と運用を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務を行う国保事業費納付金等算定標準システムでは個人番号を使用しない。

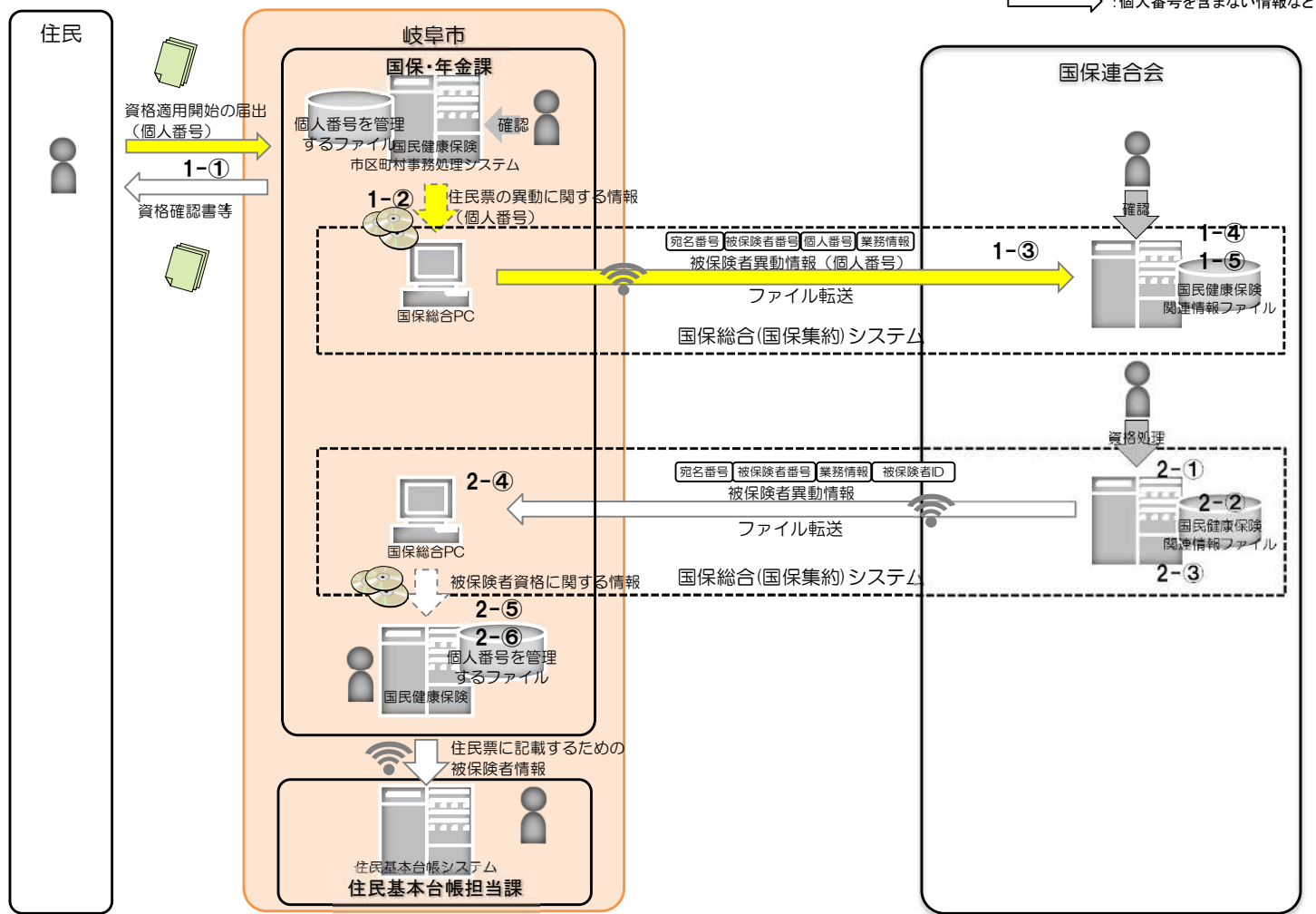
3. 市区町村診療報酬審査支払業務

- ・保険医療機関等から提出される診療報酬等の審査支払を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務および本業務を行う「国保総合システム」では個人番号は使用しない。

4. オンライン資格確認の準備業務

- ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。
- ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。

1. 資格継続業務



(備考)

1. 資格継続業務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市区町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

(1)被保険者異動情報等の送信

- 1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム(以下、市区町村システム)に当該情報を登録する。住民には、必要に応じて資格確認書等を交付する。
- 1-②市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 1-③市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 1-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。
また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。

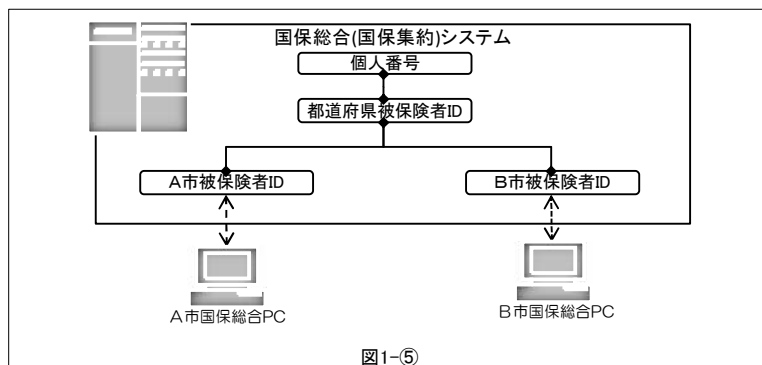
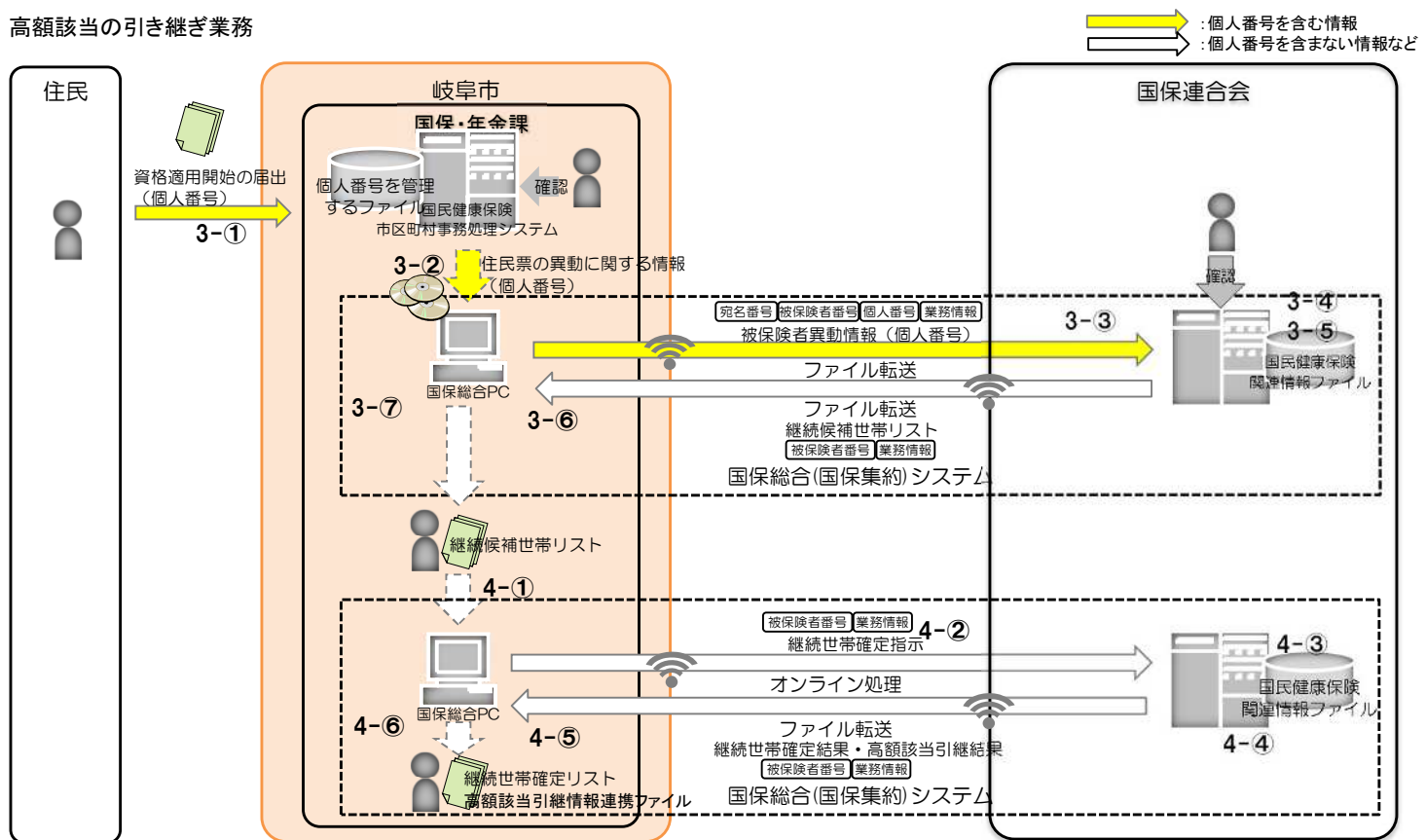


図1-⑤

(2)被保険者異動情報の受信

- 2-①(1)において市区町村の国保総合PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。
また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐付き、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐付けされている。
- 2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者異動情報が管理される。
- 2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、被保険者異動情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- 2-⑤市区町村では、市区町村の国保総合PCから被保険者異動情報を電子媒体等に移出し、市区町村システムに移入する。
- 2-⑥市区町村システムでは、移入された被保険者異動情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者異動情報を更新する。
市区町村では、すでに被保険者異動情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者異動情報を追加して管理する。

2. 高額該当の引き継ぎ業務



(備考)

2. 高額該当回数の引き継ぎ業務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

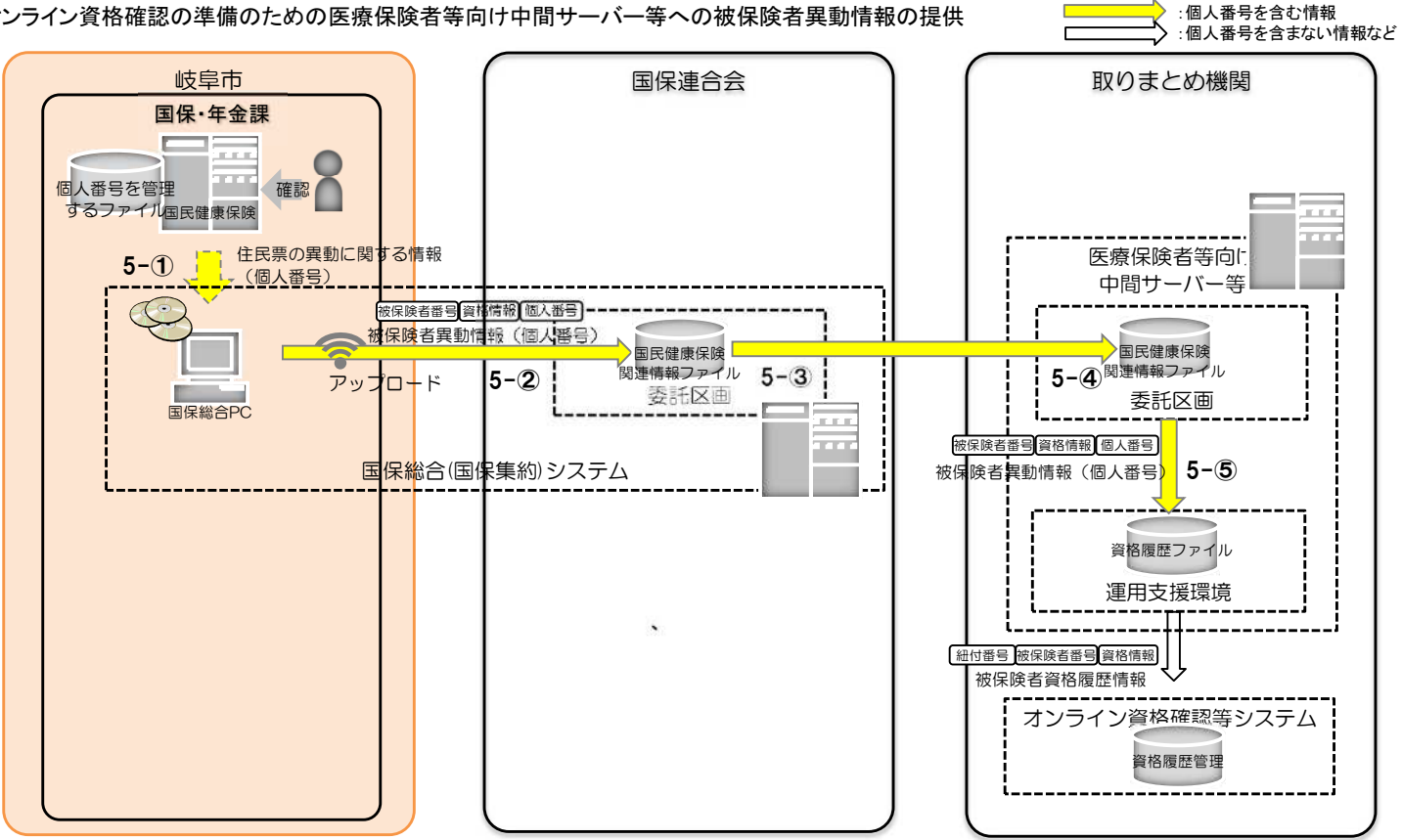
(3)継続候補世帯の抽出

- 3-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システムに当該情報を登録する。
- 3-②国民健康保険市区町村自庁システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 3-③市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 3-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
- 3-⑥国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-⑦市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

(4)継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

- 4-①継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。
また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。
- 4-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。
- 4-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。
- 4-⑥市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。
また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供



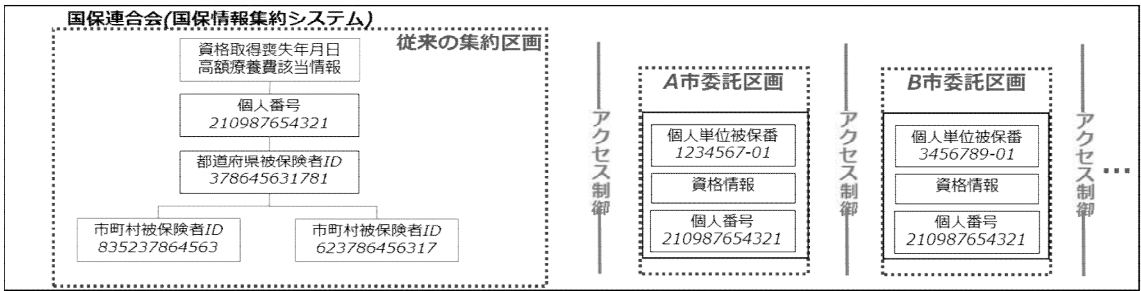
(備考)

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、当市において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

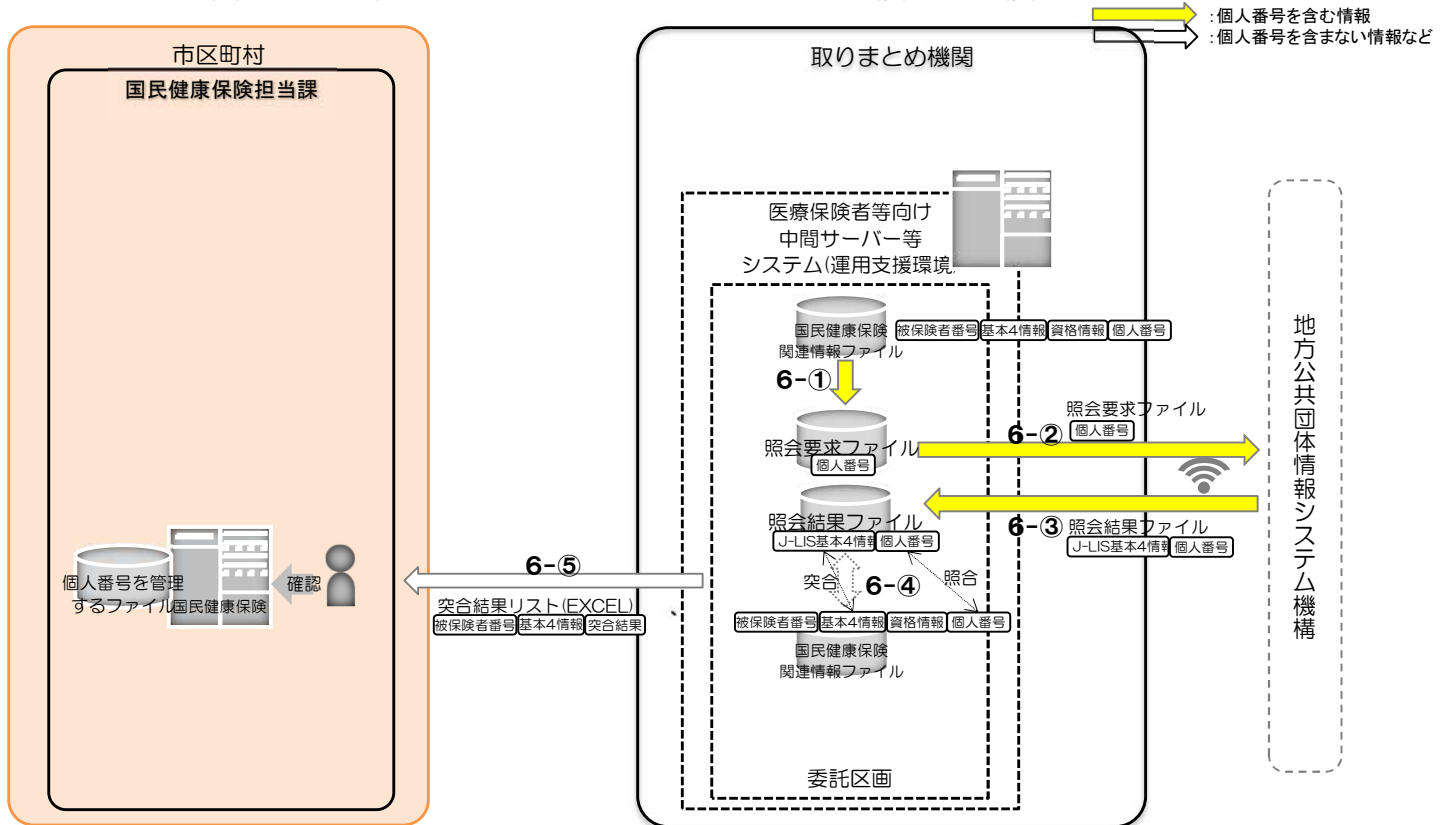
(5)被保険者異動情報等の送信

- 5-①国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属する全ての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、当市の国保総合PCに移入する。
- 5-②当市の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、当市から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。
国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



- 5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。
- 5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)



(備考)

4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)

- ・取りまとめ機関は、医療保険者等向け中間サーバー等にて管理している加入者の資格履歴情報の本人確認情報についてJ-LIS照会を行う。
- ・取りまとめ機関は、上述のJ-LIS照会の結果を、市町村へ通知する。

(6)被保険者異動情報等の送信

- 6-①市町村から国民健康保険に関する「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」の再委託を受けたとりまとめ機関が、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画に登録されている被保険者資格情報の正確性を担保するために、同区画の同情報から「基本4情報照会要求ファイル(個人番号)」を抽出する。
- 6-②取りまとめ機関は、住民基本台帳ネットワークシステムに「基本4情報照会要求ファイル(個人番号)」を送信する。
- 6-③取りまとめ機関は、住民基本台帳ネットワークシステムから、照会結果ファイル(照会対象者の基本4情報(本人確認情報)+個人番号)を取得(受信)する。
- 6-④取りまとめ機関は、照会結果ファイルと委託区画に登録されている被保険者資格情報の基本4情報が同じかどうかのチェックを個人番号で突合を行い、突合結果を市町村へ通知するために突合結果リストデータ(EXCEL)を作成する。突合結果リストには個人番号は記録しない。
- 6-⑤取りまとめ機関は、上述「3-4」の突合結果リストデータ(EXCEL)を市町村へ通知する。
(通知された突合結果をもとに、市町村が自庁の住民基本台帳や住基ネット端末を用いて最新情報を調査し、必要に応じて特定個人情報の訂正を行い、既設ルートで被保険者情報の異動を行う)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険システムファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険資格を有する者及び過去に国民健康保険資格を有していた者	
	その必要性	・国民健康保険資格に関する記録を正確に管理するため ・国民健康保険料の賦課を行うため ・国民健康保険の給付に関する記録を正確に管理するため ・国民健康保険料の収納・滞納に関する記録を正確に管理するため
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [○] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
	その妥当性	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・5情報及び連絡先:対象者の資格・収納及び給付関係の基本情報を管理するために保有 ・地方税情報:保険料の賦課決定、資格確認書等の負担割合決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有 ・医療保険情報:被用者保険や他市町村の国民健康保険等の加入等の情報から、資格管理・保険料賦課・給付を行うために保有 ・その他住民票関係情報:住民票世帯の確認による加入世帯の把握により資格の適正化を図るために保有。 ・児童及び障害者福祉関係情報:住所地特例や介護保険適用除外等の把握により資格及び保険料の適正化を図るために保有 ・雇用・労働関係情報:雇用保険の受給資格の確認により保険料の適正化を図るために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:適用除外要件を確認し、資格の適正化を図るために保有。 ・介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有 ・年金関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。 ・口座登録・連携ファイル関係情報:給付金を支給するため、還付金を振り込むために保有。 ・健康医療関係情報:給付に関する事務を行うために保有。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	2015/10/01	
⑥事務担当部署	市民協働生活部 国保・年金課、財政部 納税課	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 (市民課・市民税課・障がい福祉課・生活福祉一課・生活福祉二課・生活福祉三課・介護保険課・福祉医療課・高齢福祉課) [☐] 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣、日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、地方公共団体情報システム機構、デジタル庁) [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) [☐] 民間事業者 () [☐] その他 (全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合、社会福祉協議会、岐阜県国民健康保険団体連合会)
②入手方法	[☐] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 電子メール [☐] 専用線 [☐] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)
③入手の時期・頻度	・本人又は本人の代理人による届出の都度(国保・年金課、納税課の受付は平日8:45～17:30の間で行う。) ・住民登録者は住民基本台帳システムの異動情報と即時連携 ・税情報・障がい者情報・年金受給情報・高額介護情報は異動の都度(月次更新で行う。) ・その他、当市以外の他機関から入手する情報は業務の必要性に応じて不定期 ＜他市区町村＞ ・他市区町村からの転入後、国民健康保険への加入に伴い、国民健康保険業務の上で必要な加入世帯の世帯員の所得の照会の連携を随時に行った都度 ・医療給付の申請時に医療保険給付関係情報等を都度入手する ＜国保連合会からの入手＞ 当市は国保連合会より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 ・資格継続業務 ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等) : 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) : 転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。 ＜サービス検索・電子申請機能＞ サービス検索・電子申請機能を通じて電子申請データを入手する。日次の頻度。

④入手に係る妥当性	・国民健康保険法第9条により被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届けなければならない。 ・同法に基づく事務で必要に応じて、情報提供ネットワークシステム等で情報を入手。 ＜国保連合会からの入手＞ 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があるため、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当市が保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 1. 入手の時期・頻度の妥当性 ・資格継続業務 ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があるため、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 2. 入手方法の妥当性 ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。						
⑤本人への明示	・庁内連携システムや庁外システム及び情報提供ネットワークシステムから入手する事項については、番号法第9条第1項別表の44の項に明示されている。 ・関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表または番号法第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。						
⑥使用目的 ※	国民健康保険法及び国民健康保険に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による国民健康保険の資格・賦課・収納・滞納・給付に関する事務を行うため						
変更の妥当性							
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="328 1223 467 1321">使用部署 ※</td><td data-bbox="467 1223 1513 1321">国保・年金課、納税課、市民課、西部事務所、東部事務所、北部事務所、南部東事務所、南部西事務所、日光事務所及び柳津地域事務所</td></tr> <tr> <td data-bbox="328 1321 467 1402">使用者数</td><td data-bbox="467 1321 1513 1402"> [100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </td></tr> </table>	使用部署 ※	国保・年金課、納税課、市民課、西部事務所、東部事務所、北部事務所、南部東事務所、南部西事務所、日光事務所及び柳津地域事務所	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
使用部署 ※	国保・年金課、納税課、市民課、西部事務所、東部事務所、北部事務所、南部東事務所、南部西事務所、日光事務所及び柳津地域事務所						
使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上						
⑧使用方法 ※	【I-2. システム1、システム2、システム3、システム4及びシステム5の「②システムの機能」】と同様 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="328 1554 467 1624">情報の突合 ※</td><td data-bbox="467 1554 1513 1624">・国保被保険者異動届の際に入手する場合は、個人番号カード、資格確認書又は本人確認書類に記載された個人情報(番号)を基に、住基システム等を用いて本人確認を実施。</td></tr> <tr> <td data-bbox="328 1624 467 1695">情報の統計分析 ※</td><td data-bbox="467 1624 1513 1695">特定個人情報を用いて情報の統計分析は行わない。</td></tr> <tr> <td data-bbox="328 1695 467 1874">権利利益に影響を与え得る決定 ※</td><td data-bbox="467 1695 1513 1874"> ・国民健康保険資格の得喪 ・資格確認書の交付 ・保険料の賦課 ・資格確認書等負担割合の決定 ・高額療養費及び高額・介護合算療養費算定基準額の決定 ・滞納者への催告 </td></tr> </table>	情報の突合 ※	・国保被保険者異動届の際に入手する場合は、個人番号カード、資格確認書又は本人確認書類に記載された個人情報(番号)を基に、住基システム等を用いて本人確認を実施。	情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いて情報の統計分析は行わない。	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・国民健康保険資格の得喪 ・資格確認書の交付 ・保険料の賦課 ・資格確認書等負担割合の決定 ・高額療養費及び高額・介護合算療養費算定基準額の決定 ・滞納者への催告
情報の突合 ※	・国保被保険者異動届の際に入手する場合は、個人番号カード、資格確認書又は本人確認書類に記載された個人情報(番号)を基に、住基システム等を用いて本人確認を実施。						
情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いて情報の統計分析は行わない。						
権利利益に影響を与え得る決定 ※	・国民健康保険資格の得喪 ・資格確認書の交付 ・保険料の賦課 ・資格確認書等負担割合の決定 ・高額療養費及び高額・介護合算療養費算定基準額の決定 ・滞納者への催告						
⑨使用開始日	平成28年1月1日						

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (10) 件
委託事項1	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、当市より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主。) ・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう
その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含めて判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・国民健康保険法第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
③委託先における取扱者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他
⑤委託先名の確認方法	市ホームページで公表
⑥委託先名	岐阜県国民健康保険団体連合会

再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する		再委託する 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他の当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。		
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。		
委託事項2～5				
委託事項2		国民健康保険システムのパッケージソフトウェア保守業務委託		
①委託内容		国民健康保険システムの問合せ対応、バージョンアップ対応、障害対応等の保守業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体		選択肢 特定個人情報ファイルの全体 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	選択肢 1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ-2. -③対象となる本人の範囲」と同様		
	その妥当性	国民健康保険システムの保守を委託するため、特定個人情報ファイルの全体が範囲となる。		
③委託先における取扱者数		10人未満	選択肢 10人未満 10人以上50人未満 50人以上100人未満 100人以上500人未満 500人以上1,000人未満 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (委託先への特定個人情報ファイルの提供は無し。本庁またはデータセンター)で保守作業を実施。		
⑤委託先名の確認方法		岐阜市情報公開条例(昭和60年岐阜市条例第28号)に基づく公開請求によって確認することができる。		
⑥委託先名		岐阜県市町村行政情報センター		
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない		再委託する 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法			
	⑨再委託事項			

委託事項3		国民健康保険簡易申告書の入力委託	
①委託内容		国民健康保険簡易申告書への入力	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ-2. -③対象となる本人の範囲」から国保資格喪失者及び税情報で把握できない者を除く。	
	その妥当性	国民健康保険簡易申告書の入力を委託するため、特定個人情報ファイルの一部が範囲となる。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		岐阜市情報公開条例に基づく公開請求によって確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社 電算システム	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		各種届出書のデータ入力業務委託	
①委託内容		被保険者の異動届出に関する情報の国民健康保険システムへの入力	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		〔 特定個人情報ファイルの一部 〕 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ-2. -③対象となる本人の範囲」と同様	
	その妥当性	被保険者の異動届出に関する情報の国民健康保険システムへのデータ入力を委託するため、特定個人情報ファイルの一部が範囲となる。	
③委託先における取扱者数		〔 10人未満 〕 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 〕フラッシュメモリ 〔 〕紙 〔 ○ 〕その他 (国保・年金課にて国民健康保険システムを操作)	
⑤委託先名の確認方法		国保・年金課にて国民健康保険システムを操作	
⑥委託先名		パーソルビジネスプロセスデザイン・アシスト共同事業体	
再委託	⑦再委託の有無 ※	〔 再委託しない 〕 <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項5		国民健康保険システムの運用業務委託	
①委託内容		国民健康保険システムの始業点検、ヘルプデスク、不具合切り分け、定例処理等の運用業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		〔 特定個人情報ファイルの全体 〕 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ-2. -③対象となる本人の範囲」と同様	
	その妥当性	国民健康保険システムの運用を委託するため、特定個人情報ファイルの全体が範囲となる。	
③委託先における取扱者数		〔 10人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔 〕フラッシュメモリ 〔 〕紙 〔 ○ 〕その他 （ 本庁マシン室にて国民健康保険システムを操作 ）	
⑤委託先名の確認方法		岐阜市情報公開条例に基づく公開請求によって確認することができる。	
⑥委託先名		タック株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	〔 再委託しない 〕 ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項6～10		
委託事項6		国民健康保険窓口業務委託
①委託内容		国保・年金課の国民健康保険窓口業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ-2. -③対象となる本人の範囲」と同様
	その妥当性	国民健康保険窓口業務を委託するため、特定個人情報ファイルの一部が範囲となる。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (国保・年金課にて国民健康保険システムを操作)
⑤委託先名の確認方法		岐阜市情報公開条例に基づく公開請求によって確認することができる。
⑥委託先名		パーソルビジネスプロセスデザイン・アシスト共同事業体
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項7		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理及び個人番号の紐付けが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(＊): 岐阜県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者 ＊ 国民健康保険法第5条及び第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう。
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。
⑥委託先名		岐阜県国民健康保険団体連合会 (岐阜県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する。)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む。)

委託事項8		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※): 岐阜県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者 ※ 国民健康保険法第5条及び第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう。
	その妥当性	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数		[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。
⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

委託事項9		総合窓口受付業務委託	
①委託内容		総合窓口で実施する国民健康保険窓口業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ-2. -③対象となる本人の範囲」と同様	
	その妥当性	総合窓口で実施する国民健康保険窓口業務を委託するため、特定個人情報ファイルの一部が範囲となる。	
③委託先における取扱者数		☐ 100人以上500人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (総合窓口にて国民健康保険システムを操作)	
⑤委託先名の確認方法		岐阜市情報公開条例に基づく公開請求によって確認することができる。	
⑥委託先名		パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 BPO事業本部	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項10		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(＊): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 ＊ 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	
	その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)」第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。	
⑥委託先名		岐阜県国民健康保険団体連合会 (岐阜県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の岐阜県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、岐阜県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はOSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	
	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	
	委託事項11～15		
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (19) 件 ☐ 移転を行っている (9) 件 ☐ 行っていない		
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙2参照)		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表		
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務		
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に関する特定個人情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における医療保険給付に関する特定個人情報の連携対象者		
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報のあった都度		
提供先2～5			
提供先6～10			
提供先11～15			

別紙 2 (提供)				
No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1	二 全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第十九条第八号に基づく主務省令（以下「主務省令」という。）第四条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令第四条で定めるもの
2	三 健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第五条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令第五条で定めるもの
3	六 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第八条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令第八条で定めるもの
4	十三 都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令第十五条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令第十五条で定めるもの
5	十六 市町村長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令第十八条で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令第十八条で定めるもの
6	十九 都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費	児童福祉法第二十四条の二十二に規	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他

		の支給に関する事務であって主務省令第二十一条で定めるもの	定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令第二十一条で定めるもの
7	二十七 市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令第二十九条で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第二十九条で定めるもの
8	三十八 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令第四十条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第四十条で定めるもの
9	四十二 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令第四十四条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令第四十四条で定めるもの
10	四十八 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令第五十条で定めるもの

		関する事務であつて主務省令第五十条で定めるもの		
11	五十六 日本 私立学校振興・共済事業 団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令第五十八条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令第五十八条で定めるもの
12	六十五 国家 公務員共済組 合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令第六十七条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令第六十七条で定めるもの
13	六十九 市町 村長又は国民 健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令第七十一条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令第七十一条で定めるもの
14	八十三 地方 公務員共済組 合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令第八十五条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令第八十五条で定めるもの
15	八十七 市町 村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令第八十九条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令第八十九条で定めるもの
16	百十一 厚生 労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であつ	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令によ	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給

		て主務省令第百十三条で定めるもの	る給付の支給を行うこととされている者	に関する情報であって主務省令第百十三条で定めるもの
17	百十五 後期 高齢者医療広 域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令第百十七条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令第百十七条で定めるもの
18	百十六 後期 高齢者医療広 域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令第百十八条で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令第百十八条に定めるもの
19	百二十五 都 道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令第百二十七条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令第百二十七条で定めるもの
20	百三十一 市 町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令第百三十三条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令第百三十三条で定めるもの

21	百三十七 都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令第百三十九条で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第百三十九条で定めるもの
22	百四十一 独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令第百四十三条で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第百四十三条で定めるもの
23	百四十五 都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令第百四十七条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令第百四十七条で定めるもの
24	百五十八 都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令第百六十条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令第百六十条で定めるもの
25	百六十一 都道府県知事	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令第百六十三条で定めるもの

		九年五月八日付け 社発第三百八十二 号厚生省社会局長 通知) に基づく外 国人であって生活 に困窮する者に係 る保護の決定及び 実施又は徴収金の 徴収の取扱いに準 じた生活保護関係 事務に関する事務 であって主務省令 第百六十三条で定 めるもの		
26	百六十四 都 道府県知事	「特定感染症検査 等事業について」 (平成十四年三月 二十七日付け健発 第〇三二七〇一二 号厚生労働省健康 局長通知) の特定 感染症検査等事業 実施要綱に基づく ウイルス性肝炎患 者等の重症化予防 推進事業に係る陽 性者フォローアッ プ事業の実施に関 する事務であって 主務省令第百六十 六条で定めるもの	医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	医療保険各法又は高齢 者の医療の確保に関 する法律による医療に関 する給付の支給に関す る情報であって主務省 令第百六十六条で定め るもの
27	百六十五 都 道府県知事	「感染症対策特別 促進事業につい て」 (平成二十年 三月三十一日付け 健発第〇三三一〇	医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	医療保険各法又は高齢 者の医療の確保に関 する法律による医療に関 する給付の支給に関す る情報であって主務省

		○一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令第百六十七条で定めるもの		令第百六十七条で定めるもの
28	百六十六 都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」 (平成三十年六月二十七日付け健発○六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令第百六十八条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第百六十八条で定めるもの
29	百七十三 都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」 (昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令第百七十五条で定めるもの

		疾患治療研究事業 の実施に関する事 務であつて主務省 令第百七十五条で 定めるもの		
--	--	---	--	--

提供先16～20	
移転先1	別紙3のとおり
①法令上の根拠	別紙3のとおり
②移転先における用途	別紙3のとおり
③移転する情報	「Ⅱ-2. ④記録される項目」と同様
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ-2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ 〇 その他 （住民情報系ネットワークを介して移転 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

別紙 3 (移転)					
No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	④移転する情報の対象となる本人の数	⑥移転方法
1	財政部 市民税課、納税課	・ 番号法第9条第2項 ・ 岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（以下「岐阜市個人番号利用条例」という。）	地方税に関する賦課徴収事務	10万人以上100万人未満	庁内連携システム
2	福祉部 介護保険課	・ 番号法第9条第2項 ・ 岐阜市個人番号利用条例	介護保険事務	10万人以上100万人未満	庁内連携システム
3	福祉事務所 生活福祉一課、生活福祉二課、生活福祉三課	・ 番号法第9条第2項 ・ 岐阜市個人番号利用条例	生活保護事務	1万人以上10万人未満	庁内連携システム
4	福祉事務所 福祉医療課	・ 番号法第9条第2項 ・ 岐阜市個人番号利用条例	後期高齢者医療事務	1万人以上10万人未満	庁内連携システム
5	福祉事務所 高齢福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 岐阜市個人番号利用条例	養護老人ホーム入所措置事務	1,000人未満	庁内連携システム
6	福祉事務所 障がい福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 岐阜市個人番号利用条例	障害者の自立・生活支援事務	1万人未満	その他 (住民情報系ネットワークを介して移転)
7	保健衛生部 保健所 地域保健課	・ 番号法第9条第2項 ・ 岐阜市個人番号利用条例	精神通院医療	10万人以上100万人未満	庁内連携システム
8	保健衛生部 保健所 感染症・医務薬務課	・ 番号法第9条第2項 ・ 岐阜市個人番号利用条例	予防接種事務	10万人以上100万人未満	庁内連携システム
9	市民協働生活部 市民課	・ 住民基本台帳法第7条第10号	住民基本台帳事務	10万人以上100万人未満	庁内連携システム

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※

<岐阜市における措置>

- ・税務システムのサーバーは、外部データセンター内のサーバー室に設定しており、サーバー室への入退室は、職員、保守事業者等のうち入室を許可された者のみに制限し管理しており、入室の事前申請の承認、入退室管理簿の記録をしている。
- ・データセンター内のサーバー室への入退室は、ICカード(許可された者のみ所有)、静脈認証等の生体認証、パスワード(許可された者ごとに設定)による認証を必要とし、また監視カメラによる監視をしている。
- ・サーバー室へのパソコン、外部記憶媒体、通信機器等の無断持ち込みを禁止している。
- ・データの滅失、毀損を防止するため、サーバー室は火災、水害、埃、振動、温度等の対策がされ、非常用電源及び無停電電源装置を備えている。

<本庁マシン室における措置>

- ・入室は入口ドアのパスワード認証、入退室管理簿の記録で管理している。
- ・監視カメラにより、入退室や作業状況を監視している。
- ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している。
- ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。
- ・端末はセキュリティワイヤーで固定する。

<各課事務室内における措置>

- ・各課事務室内の全端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。
- ・各課事務室内の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。
- ・総合窓口事務室への入室はICカードにより厳重に管理されている。
- ・業務時間外の総合窓口事務室はシャッターで閉鎖される。
- ・申請書等は、入力及び照合した後、鍵付の書庫に保管する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

②保管期間	期間	[5年] ＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	岐阜市文書取扱規則(昭和46年岐阜市規則第6号)に基づいて5年間保管する。
③消去方法	＜市区町村事務処理標準システムにおける措置＞ ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、国民健康保険システムの保守・運用を行う事業者または岐阜市担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムに格納する特定個人情報は各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者または岐阜市担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データはデータを自治体システムに移行した後、速やかに完全消去する。	
	7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙4のとおり

名称	資格情報	61	世帯区分	123	交付種別
NO	項目名	62	町名	124	税年度開始日
1	個人番号	63	番地	125	高齢区分
2	宛名番号	64	方書	126	調査年度
3	履歴番号	65	行政区コード	127	主生年月日
4	旧自治体区分	66	班コード	128	表示主生年月日アルファベット
5	連番	67	全体人員	129	表示主生年月日漢字
6	最新区分	68	退職人員	130	資格基本履歴番号
7	認定証申請日	69	イメージ番号	131	証区分
8	交付番号	70	証番号	132	出力区分
9	受理番号	71	異動日	133	月数
10	年齢区分	72	事由	134	再発行区分
11	資格区分	73	記載順位	135	介護適用除外開始日
12	交付年月日	74	続柄区分	136	介護適用除外終了日
13	発効期日	75	続柄コード1	137	施設区分
14	有効期限	76	続柄コード2	138	業務コード
15	交付時課税区分	77	続柄コード3	139	年度分
16	認定理由	78	続柄コード4	140	算定団体コード
17	長期該当サイン	79	続柄名称	141	履歴連番
18	長期申請日	80	表示用続柄	142	異動事由
19	長期該当日	81	取得年月日	143	異動事由補足
20	回収年月日	82	取得事由	144	ケースNo.
21	回収理由	83	取得届出日	145	世帯員No.
22	却下年月日	84	喪失年月日	146	氏名カナ本名
23	却下通知日	85	喪失事由	147	氏名カナ通称名
24	却下理由	86	喪失届出日	148	氏名区分
25	交付時一般課税区分	87	退職区分	149	開始年月日
26	認定証区分	88	転居区分	150	廃止年月日
27	交付時世帯課税区分	89	転居国保世帯番号	151	決定区分
28	入院超過日	90	税用取得年月日	152	生保受給区分
29	証発番号	91	税用喪失年月日	153	対象年月日
30	発行区分	92	該当年月日	154	処理年月日
31	高齢者区分	93	税用該当年月日	155	住所
32	発行日	94	該当届出日	名称	保険料情報
33	回収日	95	非該当年月日	NO	項目名
34	世帯主宛名番号	96	税用非該当年月日	156	個人番号
35	変更前適用区分	97	非該当届出日	157	宛名番号
36	変更適用区分終了日	98	受給権発生日	158	年度分
37	対象区分	99	受給年金名称	159	業務コード
38	届出日	100	受給年金種別	160	履歴番号
39	開始日	101	退職履歴番号	161	調整控除対象(0:対象、1:非対象)
40	終了日	102	退職本人	162	扶養 年少(16歳未満人数)
41	世帯番号(住基)	103	退職続柄コード1	163	扶養 一般(16歳以上19歳未満人数)
42	削除区分	104	退職続柄コード2	164	国保世帯番号
43	処理日	105	退職続柄コード3	165	算定団体コード
44	後期高齢加入日	106	退職続柄コード4	166	調定年度
45	更新連番	107	退職続柄名称	167	通知書番号
46	処理年月	108	資格側更新日	168	身障減免判定所得
47	証番号適用開始日	109	税側更新日	169	身障減免率
48	証番号	110	個人交付履歴番号	170	減免区分
49	異動日連番	111	世帯交付履歴番号	171	減免率
50	申請年度	112	発行種類	172	医療年齢軽減
51	帳票種類	113	学遠区分	173	医療身障減免
52	負担区分	114	負担割合	174	医療年齢軽減(退職)
53	個人種類	115	切替日	175	医療身障減免(退職)
54	個人データ区分	116	切替前負担割合	176	介護年齢軽減
55	個人情報適用開始日	117	交付日	177	介護身障減免
56	個人情報適用終了日	118	短期月数	178	介護年齢軽減(退職)
57	世帯主適用開始日	119	再発行	179	介護身障減免(退職)
58	精算フラグ	120	回収方法	180	支援年齢軽減
59	作成区分	121	処理区分	181	支援身障減免
60	世帯主適用開始日	122	負担限度額据置区分	182	支援年齢軽減(退職)

183	支援身障減免(退職)	245	特定継続経過該当区分	307	月割減額
184	医療所得割積算軽減額(旧被扶養者)	246	医療平等割積算軽減額(特定同一)	308	端数
185	医療所得割積算軽減額(旧被扶養者)(退職)	247	医療平等割積算軽減額(特定同一)(退職)	309	減額合計
186	介護所得割積算軽減額(旧被扶養者)	248	支援平等割積算軽減額(特定同一)	310	減免額
187	介護所得割積算軽減額(旧被扶養者)(退職)	249	支援平等割積算軽減額(特定同一)(退職)	311	過年度分
188	支援所得割積算軽減額(旧被扶養者)	250	医療平等割積算軽減額(特定継続)	312	年税額
189	支援所得割積算軽減額(旧被扶養者)(退職)	251	医療平等割積算軽減額(特定継続)(退職)	313	軽減4月
190	医療資産割積算軽減額(旧被扶養者)	252	支援平等割積算軽減額(特定継続)	314	軽減5月
191	医療資産割積算軽減額(旧被扶養者)(退職)	253	支援平等割積算軽減額(特定継続)(退職)	315	軽減6月
192	介護資産割積算軽減額(旧被扶養者)	254	履歴連番	316	軽減7月
193	介護資産割積算軽減額(旧被扶養者)(退職)	255	義務者宛名番号	317	軽減8月
194	支援資産割積算軽減額(旧被扶養者)	256	義務者共有連番	318	軽減9月
195	支援資産積算軽減額(旧被扶養者)(退職)	257	科目コード	319	軽減10月
196	医療均等割積算軽減額(旧被扶養者)	258	科目詳細コード	320	軽減11月
197	医療均等割積算軽減額(旧被扶養者)(退職)	259	減免税額	321	軽減12月
198	介護均等割積算軽減額(旧被扶養者)	260	減免前税額	322	軽減1月
199	介護均等割積算軽減額(旧被扶養者)(退職)	261	国保用税	323	軽減2月
200	支援均等割積算軽減額(旧被扶養者)	262	減免事由	324	軽減3月
201	支援均等割積算軽減額(旧被扶養者)(退職)	263	共有番号	325	税年度
202	医療平等割積算軽減額(旧被扶養者)	264	共有番号連番	326	発送日
203	医療平等割積算軽減額(旧被扶養者)(退職)	265	義務者重複統一用宛名番号	327	介護退職税額
204	介護平等割積算軽減額(旧被扶養者)	266	義務者重複統一用共有連番	328	支援全体税額
205	介護平等割積算軽減額(旧被扶養者)(退職)	267	賦課年度	329	支援退職税額
206	支援平等割積算軽減額(旧被扶養者)	268	判定結果	330	期割団体コード
207	支援平等割積算軽減額(旧被扶養者)(退職)	269	介護各種金額	331	現年過年区分
208	特定同一軽減該当区分	270	国保各種金額	332	論理期別
209	特定同一平等割軽減該当区分	271	年間年金受給額	333	納税義務者宛名番号
210	旧被扶養該当区分	272	世帯主宛名番号	334	全体税額
211	医療全体分離職者軽減額	273	事由	335	退職税額
212	医療退職分離職者軽減額	274	更新区分	336	医療全体税額
213	介護全体分離職者軽減額	275	申告区分	337	医療退職税額
214	介護退職分離職者軽減額	276	主所得区分	338	介護全体税額
215	支援全体分離職者軽減額	277	現存区分	339	翌年度通知書番号
216	支援退職分離職者軽減額	278	世帯区分	340	賦課期日軽減区分
217	離職者軽減区分	279	擬制区分	341	清算区分
218	緩和措置減免区分	280	住民税課税区分	342	住民税所得割額
219	医療全体分緩和措置減免額	281	譲渡世帯区分	343	住民税均等割額
220	医療退職分緩和措置減免額	282	老人世帯区分	344	最新資格取得日
221	介護全体分緩和措置減免額	283	専従世帯区分	345	最新資格喪失日
222	介護退職分緩和措置減免額	284	軽減申請区分	346	最新続柄
223	支援全体分緩和措置減免額	285	軽減判定所得	347	介護該当日
224	支援退職分緩和措置減免額	286	賦課期日人員	348	介護非該当日
225	独自減免区分	287	均等人員	349	誕生日65歳
226	医療全体分独自減免額	288	現在人員	350	介護更正日
227	医療退職分独自減免額	289	有所得人員	351	介護事由
228	介護全体分独自減免額	290	所得額	352	軽減判定取得日
229	介護退職分独自減免額	291	課税標準額	353	積算該当区分
230	支援全体分独自減免額	292	所得割額	354	個人年税額
231	支援退職分独自減免額	293	資産税額	355	続柄名称
232	独自減免被保数(医療・支援)	294	資産割額	356	資格履歴番号
233	独自減免被保数(介護)	295	均等割額	357	独自項目1
234	独自減免福祉該当者数(医療・支援)	296	平等割額	358	独自項目2
235	独自減免福祉該当者数(介護)	297	積算税額	359	独自項目3
236	独自減免用控除前世帯総所得額(医療・支援)	298	限度超過額	360	4/1時点離職者区分
237	独自減免用控除前世帯総所得額(介護)	299	軽減均等割額	361	最新離職者区分(賦課時点)
238	独自減免用所得割額(旧但し書き方式、医療)	300	軽減平等割額	362	離職者区分4月
239	独自減免用所得割額(旧但し書き方式、介護)	301	軽減均等6	363	離職者区分5月
240	独自減免用所得割額(旧但し書き方式、支援)	302	軽減平等6	364	離職者区分6月
241	独自減免用所得割額(独自軽減方式、医療)	303	軽減均等4	365	離職者区分7月
242	独自減免用所得割額(独自軽減方式、介護)	304	軽減平等4	366	離職者区分8月
243	独自減免用所得割額(独自軽減方式、支援)	305	軽減均等2	367	離職者区分9月
244	特定継続平等割軽減該当区分	306	軽減平等2	368	離職者区分10月

369	離職者区分11月	431	特徴捕捉月	491	診療月
370	離職者区分12月	432	調定年度	492	医療機関区分
371	離職者区分1月	433	特徴対象者宛名番号	493	医療機関県コード
372	離職者区分2月	434	特徴状態	494	医療機関コード
373	離職者区分3月	435	特徴徴収義務者コード	495	費用額
374	離職軽減用総所得	436	特徴終了月	496	診療日数
375	離職軽減用課税標準額	437	特徴終了期別	497	内訳区分
376	離職軽減用軽減判定所得	438	特徴中止事由	498	保険者負担額
377	給与所得	439	仮徴収変更区分1	499	薬剤負担額
378	離職軽減用給与所得	440	仮徴収変更区分2	500	入院一部負担額
379	離職軽減時医療分所得割	441	仮徴収変更区分3	501	指定公費負担額
380	離職軽減時介護分所得割	442	特徴徴収義務者コード4～8月	502	公費1法別番号
381	離職軽減時支援分所得割	443	年金コード4～8月	503	公費1負担者番号
382	最新資格区分	444	特徴徴収義務者コード10～2月	504	公費1事業月報番号
383	最新介護資格区分	445	年金コード10～2月	505	公費2法別番号
384	最新退職区分	446	適用開始年月日	506	公費2負担者番号
385	賦課期日資格区分	447	削除フラグ	507	公費一部負担額
386	賦課期日介護資格区分	448	作成日	508	現物高額
387	賦課期日退職区分	449	更新日	509	特定疾病区分
388	賦課発生時資格区分	450	更新時間	510	食事日数
389	賦課発生時介護資格区分	451	更新職員個人番号	511	食事費用
390	軽減判定区分	452	更新端末番号	512	食事保険者負担額
391	介護所得割額	453	性別コード	513	食事標準負担額
392	支援所得割額	454	氏名かな	514	結精負担額
393	介護資産割額	455	住所かな	515	取消区分
394	支援資産割額	456	各種区分コード	516	旧自治体区分
395	専従区分	457	処理結果コード	517	管理番号
396	老年者区分	458	被保険者番号	518	登録月
397	交付日	459	個人区分コード	519	福祉区分
398	氏名	460	住所地特例区分コード	520	世帯課税区分
399	発行番号	461	捕捉年月日	521	高齢課税区分
400	証明額	462	待機フラグ	522	高齢課税区分(個人)
401	連番	463	処理フラグ	523	料就学
402	所得区分	名称	給付情報	524	償還判定額
403	所得金額	NO	項目名	525	既償還額
404	市町村コード	464	個人番号	526	償還額
405	特別徴収義務者コード	465	宛名番号	527	作成区分
406	通知内容コード	466	国保世帯番号	528	審査月
407	特別徴収制度コード	467	履歴番号	529	レセプト資格区分
408	作成年月日	468	開始日	530	レセプト年齢区分
409	基礎年金番号	469	終了日	531	調整区分
410	年金コード	470	登録日	532	過誤区分
411	生年月日	471	削除区分	533	過誤理由1
412	性別	472	返納金管理番号	534	過誤理由2
413	氏名カナ	473	保険区分	535	処理区分
414	氏名漢字	474	状態区分	536	診療種別
415	郵便番号	475	証番号	537	入外区分
416	住所力ナ	476	発生事由区分	538	内外区分
417	住所漢字	477	納付方法区分	539	返戻区分
418	各種区分	478	抽出用更新日	540	返戻事由
419	処理結果	479	返納金対象レセ管理番号	541	申出日
420	後期移管コード	480	資格区分	542	レセプト証番号
421	各種年月日	481	年齢区分	543	入院開始日
422	各種金額1	482	給付割合	544	日数
423	各種金額2	483	支給年度	545	初診点数
424	各種金額3	484	喪失日(資格)	546	公費法別1
425	共済年金証書記号番号	485	届出日(資格)	547	公費番号1
426	特徴開始月	486	喪失事由(資格)	548	公費受給者番号1
427	特徴依頼日	487	支払日	549	公費法別2
428	特徴開始期別	488	種類	550	公費番号2
429	レコード番号	489	キー情報	551	公費受給者番号2
430	捕捉年度	490	一部全部区分	552	医療機関番号

553	高額除外	615	続柄コード1	677	葬祭執行者続柄コード2
554	イメージ番号	616	続柄コード2	678	葬祭執行者続柄コード3
555	高額償還額	617	続柄コード3	679	葬祭執行者続柄コード4
556	高額償還額(現物)	618	続柄コード4	680	申請者郵便番号
557	高額償還額(償還)	619	出生日	681	業務コード
558	調剤合算レセプト番号	620	出産の種類	682	登録区分
559	振替区分	621	死産の週	683	開始月
560	振替日	622	出産者氏名	684	終了月
561	資格エラー日	623	申請者氏名	685	レコード区分
562	減免区分	624	申請者住所	686	市町村番号
563	処方箋交付医療機関番号	625	代理人区分	687	医療費区分
564	連番	626	委任状区分	688	市町村区分
565	最新区分	627	申請日	689	受給者番号CH
566	全体額	628	請求額	690	受給者氏名カナ
567	今回返納額	629	申請区分	691	受給者氏名漢字
568	累積返納額	630	医師氏名	692	生年月日(和暦)
569	残額	631	助産婦氏名	693	資格取得日
570	返納日	632	入院医療機関コード	694	資格喪失日
571	返納方法	633	産科医療保障制度加入区分	695	区分
572	口座連番	634	出産育児一時金	696	資格年月
573	委任払い元保険者番号	635	代理受給額	697	連携更新日時
574	委任払い元公費番号	636	データ区分	698	受付日
575	コード区分	637	入力区分	699	負担割合
576	種別コード	638	請求区分	700	診療区分
577	詳細コード	639	保険者番号	701	県コード
578	公費区分	640	請求年月	702	協会管理番号
579	食事区分	641	分娩区分	703	件数
580	点数区分	642	連合会医療機関番号	704	定率負担額
581	決定点数	643	RKK医療機関番号	705	他法負担額
582	薬剤一部負担額	644	分娩機関管理番号	706	食事療養費
583	一部負担額	645	加入制度区分	707	標準負担額
584	保険者(公費)負担額	646	本人・家族区分	708	高額対象区分
585	現物給付額	647	被保険者証記号	709	指定公費
586	食事給付種類	648	被保険者番号	710	資格区分(支給情報)
587	給付回数	649	妊婦氏名カナ	711	年齢区分(支給情報)
588	給付単位	650	生年月日	712	振替区分(支給情報)
589	病類グループ1	651	在胎週数	713	振替年月日(支給情報)
590	病類グループ2	652	出産年月日	714	電算通番
591	病類グループ3	653	死産有無	715	診療開始日
592	病類コード	654	出産数	716	支払種別
593	支給月	655	入院日数	717	支払方法
594	食事療養費／生活療養費区分	656	産科医療保障制度対象分娩区分	718	整理番号
595	決定区分	657	入院料	719	計算月
596	受理日	658	室料差額	720	公費法別番号
597	対象期間開始日	659	分娩介助料	721	レセ枚数(一般)
598	対象期間終了日	660	分娩料	722	レセ枚数(退職)
599	対象日数	661	新生児管理保育料	723	費用額合計(一般)
600	未申請理由区分	662	検査・薬剤料	724	費用額合計(退職)
601	未申請理由備考	663	処置・手当料	725	一部負担額合計(一般)
602	支給額	664	産科医療保障制度	726	一部負担額合計(退職)
603	金額1	665	その他	727	内公費徴収額(一般)
604	金額2	666	一部負担金等	728	内公費徴収額(退職)
605	回数	667	妊婦合計負担額	729	内長期疾病負担額(一般)
606	単位区分	668	予備	730	内長期疾病負担額(退職)
607	支給先宛名番号	669	請求日区分	731	現物給付額(一般)
608	支給方法	670	死亡者氏名	732	現物給付額(退職)
609	支給種別	671	死亡者続柄名称	733	支給判定額(一般)
610	支払い日	672	死亡日	734	支給判定額(退職)
611	世帯主宛名番号	673	葬祭日	735	課税区分
612	出産児宛名番号	674	葬祭執行者氏名	736	費用額(一般)
613	出産児氏名	675	葬祭執行者続柄名称	737	費用額(退職)
614	続柄名称	676	葬祭執行者続柄コード1	738	負担額(一般)

739	負担額(退職)	801	高額療養費70歳以上4月	863	支給先連番
740	負担限度額	802	摘要4月	864	支給日
741	加算額	803	自己負担額5月	865	支給種別(口座、窓口)
742	負担限度額合計	804	高齢者分負担額5月	866	申請形態
743	現物給付(一般)	805	高額療養費70歳未満5月	867	申請者国保世帯番号
744	現物給付(退職)	806	高額療養費70歳以上5月	868	申請者個人番号
745	経過措置フラグ	807	摘要5月	869	申請者氏名漢字
746	後期該当特例加算額(一般)	808	自己負担額6月	870	申請者町名
747	後期該当特例加算額(退職)	809	高齢者分負担額6月	871	申請者番地
748	対象期間日数	810	高額療養費70歳未満6月	872	申請者方書
749	受理番号1	811	高額療養費70歳以上6月	873	申請者電話番号
750	受理番号2	812	摘要6月	874	申請年月日
751	通知日	813	自己負担額7月	875	自己負担額証明書交付申請の有無
752	対象診療月	814	高齢者分負担額7月	876	証明書整理番号
753	貸付機関コード	815	高額療養費70歳未満7月	877	変更日
754	金額	816	高額療養費70歳以上7月	878	喪失日
755	貸付日	817	摘要7月	879	喪失事由
756	管理番号(年度)	818	自己負担額8月	880	国保保険者番号
757	管理番号(連番)	819	高齢者分負担額8月	881	国保保険者名称
758	支給区分	820	高額療養費70歳未満8月	882	国保証記号
759	計算用負担額	821	高額療養費70歳以上8月	883	国保証番号
760	2分の1特例支給判定額(一般)	822	摘要8月	884	国保加入期間(自)
761	2分の1特例支給判定額(退職)	823	自己負担額9月	885	国保加入期間(至)
762	按分償還額(一般)	824	高齢者分負担額9月	886	国保続柄
763	按分償還額(退職)	825	高額療養費70歳未満9月	887	後期保険者番号
764	個人毎償還額(一般)	826	高額療養費70歳以上9月	888	後期保険者名称
765	個人毎償還額(退職)	827	摘要9月	889	後期被保険者番号
766	課税区分(世帯)	828	自己負担額10月	890	後期加入期間(自)
767	課税区分(高齢)	829	高齢者分負担額10月	891	後期加入期間(至)
768	支給種別	830	高額療養費70歳未満10月	892	介護保険者番号
769	受給者宛名番号	831	高額療養費70歳以上10月	893	介護保険者名称
770	支給判定額合計	832	摘要10月	894	介護被保険者番号
771	貸付額	833	自己負担額11月	895	介護加入期間(自)
772	既支給額(一般)	834	高齢者分負担額11月	896	介護加入期間(至)
773	既支給額(退職)	835	高額療養費70歳未満11月	897	履歴 保険者番号
774	支給額(一般)	836	高額療養費70歳以上11月	898	履歴 保険者名称
775	支給額(退職)	837	摘要11月	899	履歴 加入期間(自)
776	受付番号	838	自己負担額12月	900	履歴 加入期間(至)
777	データ宛名番号	839	高齢者分負担額12月	901	履歴 証記号
778	立替額	840	高額療養費70歳未満12月	902	履歴 証番号
779	調査回答日	841	高額療養費70歳以上12月	903	履歴 自己負担額証明書整理番号
780	高額レセ連番	842	摘要12月	904	口座名義人
781	既支給額(一般)	843	自己負担額1月	905	口座名義人カナ
782	既支給額(退職)	844	高齢者分負担額1月	906	口座番号
783	現物給付額(一般)	845	高額療養費70歳未満1月	907	口座種別
784	現物給付額(退職)	846	高額療養費70歳以上1月	908	金融機関コード
785	2分の1特例区分	847	摘要1月	909	金融機関名カナ
786	年度	848	自己負担額2月	910	店番
787	制度コード	849	高齢者分負担額2月	911	支店名カナ
788	保険者名称	850	高額療養費70歳未満2月	912	預貯金コード
789	被保険者証番号	851	高額療養費70歳以上2月	913	ゆうちょ銀行記号番号
790	所得区分	852	摘要2月	名称	収納・滞納情報
791	高齢者所得区分	853	自己負担額3月	NO	項目名
792	異動区分	854	高齢者分負担額3月	914	個人番号
793	計算期間(自)	855	高額療養費70歳未満3月	915	宛名番号
794	計算期間(至)	856	高額療養費70歳以上3月	916	科目コード
795	加入期間(自)	857	摘要3月	917	科目詳細コード
796	加入期間(至)	858	申請書整理番号	918	算定団体コード
797	交付日	859	決定日	919	期割団体コード
798	自己負担額4月	860	負担額	920	調定年度
799	高齢者分負担額4月	861	既支給額	921	年度分
800	高額療養費70歳未満4月	862	不支給理由	922	通知書番号

923	論理期別	985	分納誓約日	1047	クレジット
924	表示用期別	986	誓約期間自	1048	クレジット会社名
925	表示用期別漢字	987	誓約期間至	1049	料金自動振替有無
926	年月	988	誓約月数	1050	金融機関名
927	納期限	989	支払方法区分	1051	プリペイド購入者住所
928	法定納期限等	990	分納担当者	1052	プリペイド購入者氏名
929	管理人宛名番号	991	分納理由	1053	携帯電話番号
930	承継人宛名番号	992	延滞金計算区分	1054	連番
931	管理人区分	993	延滞金率区分	1055	債権者番号
932	調定額	994	端数区分	1056	物件番号
933	不納欠損額	995	分納月区分	1057	年度
934	団体内外区分	996	分納支払日	1058	賦課年度
935	異動日	997	分納金額	1059	税目
936	異動区分(調定増・減・変更無)	998	納付優先区分	1060	期別
937	異動事由	999	延滞金納付区分	1061	調定日
938	異動事由名称	1000	分納承認日	1062	フラグ
939	表示用備考(車両番号、証番号、被保険者番号等)	1001	取消年月日	1063	処分年月日
940	備考数字:検索時に使用	1002	取消担当者	1064	差押区分
941	履歴連番	1003	取消理由	1065	収納督促
942	人員	1004	納付誓約額合計	1066	計算延滞金
943	総々括指定番号	1005	納付誓約額本税	1067	延滞計算日
944	事業年度自	1006	納付誓約額督促手数料	1068	確定延滞金FLG
945	事業年度至	1007	納付誓約額延滞金	1069	確定延滞金
946	申告区分	1008	相殺FLG	1070	加算金区分
947	修正回数	1009	口座名義人	1071	調査年月日
948	国保世帯番号	1010	口座名義人カナ	1072	調査担当者
949	法人税:法人税割額、国保:医療一般税額	1011	口座番号	1073	特記事項
950	法人税:均等割額、国保:医療退職税額	1012	口座種別	1074	確認事項
951	国保:介護一般税額	1013	金融機関コード	1075	欠損起案日
952	国保:介護退職税額	1014	金融機関名カナ	1076	欠損年月日
953	国保:支援一般税額	1015	店番	1077	欠損担当者
954	国保:支援退職税額	1016	支店名カナ	1078	法令
955	法人税:法人税割不納欠損額、国保:医療一般不納欠損額	1017	預貯金コード	1079	欠損理由
956	法人税:均等割不納欠損額、国保:医療退職不納欠損額	1018	ゆうちょ銀行記号番号	1080	生活保護区分
957	国保:介護一般不納欠損額	1019	債務者	1081	生活保護年月日
958	国保:介護退職不納欠損額	1020	延滞金計算日	1082	失業区分
959	国保:支援一般不納欠損額	1021	納付誓約額加算金	1083	失業年月日
960	異動区分(変更無:0 調定増:1 減:2)	1022	関連者番号	1084	病気区分
961	法人番号(事業所税などだったら義務者番号)	1023	期別明細KEY	1085	本人家族区分
962	仮調定区分	1024	状態区分	1086	入通区分
963	訪問日	1025	減免前確定延滞金FLG	1087	病気年月日
964	時刻	1026	減免後確定延滞金FLG	1088	事業不振区分
965	訪問結果区分	1027	減免前延滞金	1089	高齢区分
966	場所	1028	減免後延滞金	1090	高齢年齢
967	面談者	1029	更新日	1091	死亡区分
968	約束日	1030	更新時刻	1092	死亡年月日
969	約束時間	1031	グループNO	1093	扶養区分
970	入金予定額	1032	税額	1094	収入向上区分
971	担当者職員キー	1033	督促手数料	1095	生活困窮区分
972	訪問内容	1034	延滞金	1096	家族構成区分
973	予定区分	1035	収納本税	1097	家族構成
974	異動区分(調定増・減・変更無)	1036	収納督促手数料	1098	住民登録区分
975	表示用備考(車両番号、証番号、被保険者番号)	1037	収納延滞金	1099	職権消除区分
976	備考数字:検索時に使用	1038	未納額	1100	職権消除年月日
977	議場年度至	1039	照会日	1101	失踪区分
978	法人番号	1040	回答日	1102	調査不明区分
979	枝番	1041	調査先	1103	調査自治体
980	誓約回数	1042	契約有無	1104	国外転出区分
981	納付誓約日	1043	契約外	1105	国外転出年月日
982	納付誓約額	1044	契約者相違	1106	所在不明区分
983	処分宛名番号	1045	契約者相違氏名	1107	不動産電話加入権区分
984	分納願年月日	1046	払込票	1108	不動産

1109	電話加入権	1171	一部解除	1233	処理内容
1110	動産	1172	一部解除起案日	1234	対象宛名番号
1111	預金	1173	一部解除年月日	1235	処理条件
1112	給与	1174	一部解除担当者	1236	処分1
1113	債権	1175	一部終了	1237	督促日
1114	災害区分	1176	一部終了年月日	1238	収納額
1115	災害年月日	1177	一部終了担当者	1239	最終収納日
1116	公売競売区分	1178	一部配当額	1240	完納フラグ
1117	公売	1179	債権者KEY	1241	未納本税
1118	競売	1180	債権者住所	1242	未納督促
1119	公売競売年月日	1181	債権者名	1243	未納延滞金
1120	不動産差押	1182	債権者郵便番号	1244	未納金額
1121	電話差押	1183	日付	1245	繰上日
1122	動産差押	1184	管轄	1246	督促公示日
1123	預金差押	1185	摘要	1247	起算日
1124	給与差押	1186	滞納処分費	1248	時効区分
1125	債権差押	1187	充当額	1249	設定日
1126	その他差押	1188	滞納処分費振分	1250	世帯番号
1127	差押財産	1189	交付要求起案日	1251	氏名カタカナ
1128	相続財産区分	1190	交付要求年月日	1252	通称名
1129	倒産破産区分	1191	交付要求担当者	1253	通称名カナ
1130	法人倒産	1192	事件年月日	1254	現住所方書
1131	法人破産	1193	区分	1255	電話番号
1132	倒産破産年月日	1194	差押年月日	1256	電話番号2
1133	換価価値区分	1195	差押執行機関名	1257	戸籍本籍
1134	倒産自己破産区分	1196	差押執行機関住所	1258	戸籍筆頭者
1135	倒産	1197	差押執行機関郵便番号	1259	生年月日
1136	自己破産	1198	完納年月日	1260	続柄1
1137	倒産自己破産年月日	1199	解除起案日	1261	続柄2
1138	他市財産区分	1200	解除年月日	1262	続柄3
1139	事業再開区分	1201	解除担当者	1263	性別
1140	勤務先郵便番号	1202	解除理由	1264	個人種別コード
1141	勤務先名	1203	解除備考	1265	代表者名
1142	勤務先住所	1204	終了年月日	1266	地区コード
1143	勤務先住所方書	1205	終了担当者	1267	担当者コード2
1144	勤務先電話番号	1206	公告番号	1268	住所コード
1145	勤務先代表者名	1207	配当額	1269	送付先区分
1146	事業種別	1208	破産手続日	1270	送付先郵便番号
1147	更新不可	1209	執行機関名A	1271	送付先住所
1148	優先順位	1210	執行機関住所A	1272	送付先住所方書
1149	取込フラグ	1211	執行機関郵便番号A	1273	送付先氏名
1150	処理日	1212	事件管轄機関名	1274	携帯フラグ
1151	履歴番号	1213	事件種類	1275	催告フラグ
1152	氏名	1214	財産区分	1276	介護保険資格フラグ
1153	郵便番号	1215	財産情報	1277	自治体コード
1154	住所	1216	滞納処分費件数	1278	課税者フラグ
1155	住所方書	1217	滞納処分費額	1279	滞納金額
1156	故人フラグ	1218	差押氏名	1280	同一人コード
1157	担当者コード	1219	差押住所	1281	共有FLG
1158	登録日時	1220	KEY	1282	担当変更不可
1159	登録時間	1221	金融機関	1283	記号番号
1160	現住所	1222	口座名義人名	1284	除外区分
1161	最新FLG	1223	口座依頼日	1285	除外理由コード
1162	事件番号	1224	口座開始年月日	1286	除外理由備考
1163	階層番号	1225	口座解除年月日	1287	証区分コード
1164	物件種類	1226	口座処理日	1288	交付日
1165	階数コード	1227	削除区分	1289	有効期限
1166	床面積	1228	代表者宛名番号	1290	解除日
1167	SORT	1229	共有者宛名番号	1291	解除理由コード
1168	破産区分	1230	処理日時	1292	解除理由備考
1169	破産区分名称	1231	PCNAME	1293	滞納開始納期限
1170	別紙区分	1232	ログイン担当者	1294	更新後証区分コード

1295	本籍地	1357	執行機関住所	1419	車輛
1296	筆頭者	1358	執行機関郵便番号	1420	保険証
1297	催告通知年月日	1359	執行停止起案日	1421	介護フラグ
1298	転居先不明年月日	1360	執行停止担当者	1422	会計年度
1299	棟室番号不明年月日	1361	執行停止理由	1423	重加算金対象税額
1300	宛先不明年月日	1362	納税消滅予定年月日	1424	督促期限
1301	実態調査依頼年月日	1363	送付先	1425	分割区分
1302	実態調査依頼先	1364	裁判所	1426	債権種類
1303	実態調査回答年月日	1365	相続種類	1427	調査内容
1304	執行停止年月日	1366	先順位者受理日	1428	照会枝番
1305	再転居年月日	1367	回答年月日	1429	差押起案日
1306	本籍地調査年月日	1368	申述有無	1430	差押担当者
1307	本籍地調査先	1369	申述人名	1431	差押時間
1308	本籍地調査回答年月日	1370	調査開始年月日	1432	履行期限
1309	転居先郵便番号	1371	調査終了年月日	1433	債務者名
1310	転居先住所	1372	財産評価額	1434	債務者住所
1311	住所判明郵便番号	1373	相続番号	1435	送付先名
1312	住所判明住所	1374	相続人番号	1436	送付先方書
1313	判明実態調査依頼日	1375	続柄	1437	差押額
1314	判明実態調査依頼先	1376	受理年月日	1438	初回執行日
1315	判明実態調査回答日	1377	代表	1439	最終執行日
1316	電話加入権有無	1378	相続分	1440	次回予定日
1317	電話不明年月日	1379	承継税額	1441	預金種類
1318	NTT支店名	1380	納付責任額	1442	延長申請日
1319	判明電話番号	1381	収納回数	1443	担保有無
1320	電話加入権所有者	1382	還付フラグ	1444	猶予期間自
1321	電話加入権所有者住所	1383	収納日	1445	猶予期間至
1322	電話加入権所在地	1384	日計日	1446	猶予月数
1323	電話加入権差押有無	1385	収納区分	1447	猶予担当者
1324	電話差押年月日	1386	仮消区分	1448	猶予理由
1325	電話差押記号番号	1387	納付事由	1449	猶予備考
1326	電話差押機関名	1388	収納取込日	1450	延長月区分
1327	電話参加差押年月日1	1389	年度区分	1451	延長支払日
1328	電話参加記号番号1	1390	管轄CD	1452	許可不許可区分
1329	電話参加機関名1	1391	未納ワーク更新FLG	1453	許可不許可日
1330	電話参加差押年月日2	1392	所得割	1454	延長区分
1331	電話参加記号番号2	1393	付加価値割	1455	延長期間自
1332	電話参加機関名2	1394	資本割	1456	延長期間至
1333	電話参加差押年月日3	1395	収入割	1457	延長月数
1334	電話参加記号番号3	1396	当初課税額	1458	延長備考
1335	電話参加機関名3	1397	収納消込KEY	1459	延長担当者
1336	不動産有無	1398	収入額	1460	取消備考
1337	不動産交付年月日	1399	所得額	1461	徴収猶予合計
1338	不動産交付先	1400	職業	1462	徴収猶予本税
1339	勤務先有無	1401	納期変更フラグ	1463	徴収猶予督促手数料
1340	勤務先名称	1402	公示フラグ	1464	徴収猶予延滞金
1341	給与照会年月日	1403	交付年月日	1465	状態
1342	給与回答年月日	1404	停止年月日	1466	時効起算日
1343	滞納処分電話	1405	猶予申請日	1467	徴収猶予加算金
1344	滞納処分電話年月日	1406	猶予開始日	1468	預金現在日
1345	滞納処分不動産	1407	猶予終了日	1469	貸付現在日
1346	滞納処分不動産年月日	1408	猶予取消日	1470	貸付形式
1347	滞納処分給与	1409	猶予許可不許可区分	1471	貸付金額
1348	滞納処分給与年月日	1410	督促公示フラグ	1472	貸付担保
1349	滞納処分預貯金	1411	確定申告日	1473	貸付年月日
1350	滞納処分預貯金年月日	1412	更正申告日	1474	貸付返済状況
1351	滞納処分停止年月日	1413	修正申告日	1475	その他
1352	処分種類	1414	事業開始	1476	担当者名
1353	財産種類	1415	事業終了	1477	内線
1354	執行機関種類	1416	延長期限	1478	回答の催告年月日
1355	執行機関番号	1417	申告日	1479	差押可否
1356	執行機関名	1418	納税管理人	1480	預金額

1481	満期日		
1482	世帯主宛名番号	1539	券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮
1483	課税年度	1540	被保険者証裏面への性別記載の有無
1484	医療_介護区分	1541	DV被害者等に関する自己情報不開示の申出の有無
1485	一般分_基準総所得額	1542	自己負担限度額が変更となった場合又は治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日
1486	一般分_所得割額		
1487	一般分_均等割額		
1488	一般分_平等割額		
1489	一般分_賦課総額		
1490	一般分_打切額		
1491	一般分_軽減額		
1492	一般分_減免額		
1493	退職分_基準総所得額		
1494	退職分_所得割額		
1495	退職分_均等割額		
1496	退職分_平等割額		
1497	退職分_賦課総額		
1498	退職分_打切額		
1499	退職分_軽減額		
1500	退職分_減免額		
1501	合計分_基準総所得額		
1502	合計分_所得割額		
1503	合計分_資産割額		
1504	合計分_均等割額		
1505	合計分_平等割額		
1506	合計分_賦課総額		
1507	合計分_打切額		
1508	合計分_軽減額		
1509	合計分_減免額		
1510	合計期割額1期分		
1511	合計期割額2期分		
1512	合計期割額3期分		
1513	合計期割額4期分		
1514	合計期割額5期分		
1515	合計期割額6期分		
1516	合計期割額7期分		
1517	合計期割額8期分		
1518	合計期割額9期分		
1519	合計期割額10期分		
1520	合計期割額11期分		
1521	合計期割額12期分		
1522	合計期割額随時期1		
1523	合計期割額随時期2		
1524	合計期割額随時期3		
1525	軽減名称		
1526	データ作成日		
1527	口座開始日		
1528	口座終了日		
1529	全納報奨金区分		
1530	開始年期_年度		
1531	開始年期_期別		
1532	申請日		
名称	オンライン資格確認		
NO	項目名		
1533	被保険者証記号及び被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)		
1534	券面記載の被保険者証記号		
1535	券面記載の被保険者証番号		
1536	券面記載の氏名(漢字)		
1537	券面記載の氏名(漢字)の読み仮名		
1538	券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・必要な対象者以外の情報を記載できないよう、届出書の様式を定める。 ・届出の窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手することのないように努める。 ・届出内容をシステムへ入力後、届出書等とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・庁内連携システムと各業務システムについては専用回線で接続されているため、アクセス権限を付与されたシステム同士のみ接続することができ、それ以外のシステムの情報を入手することはできない仕組みとなっている。 ＜国保連合会からの入手＞ ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性、妥当性及び整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて、対象者の検索や検索結果を表示する画面に、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでの関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・必要な情報以外を記載できないよう、届出書の様式を定める。 ・届出の窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、必要な情報以外の情報を入手することのないように努める。 ・届出内容をシステムへ入力後、届出書等とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・職権を乱用し、利用目的以外の目的で特定個人情報を収集してはならないことについて、情報セキュリティ教育で規定や罰則について周知する。 ＜国保連合会からの入手＞ ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 * :ここでの指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができない仕組みになっている。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	・届出・申請のための様式の記入例を明示し、正確な届出・申請を受け付ける。 ・入手する特定個人情報の利用目的を変更する場合には、岐阜市個人情報保護審議会の意見を聴き、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・届出書等へ記載を求める際には、特定個人情報を利用する理由を説明する。 ・届出を受付ける際には、本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行う。 ・郵送にて届出がなされる場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)第11条の規定に基づき厳格に実施する。 ・添付書類等を印刷する際は、印刷指定等を行い、打ち出した資料は直ちに回収する。 ・システムを利用する職員は、個人ごとにユーザーID・パスワードによる認証を行い、システム上で利用可能な機能を制限することにより、不適切な方法で入手できない対策を実施する。 ・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正行為を行っていないことを確認する。 ＜国保連合会からの入手＞ 国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子証明を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施できるよう措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口において、対面で本人確認書類(身分証明証等)の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求める。 ・写真なしの官公庁発行の証明書(資格確認書、年金手帳など複数)と住民基本台帳情報等の聞き取りを行う。 ・個人番号カードの記載内容や窓口での聞き取り内容が住民基本台帳情報と一致しているか確認を行う。 ＜国保連合会からの入手＞ 国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても当市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 国民健康保険システムにおける措置 ・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることとしている。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード等の提示を受け、個人番号の確認を行う。 ＜国保連合会からの入手＞ 国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・システムへの入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ・入力、訂正及び削除作業に用いた帳票等は、当市で定める規定に基づいて管理し、保管する。 ＜国保連合会からの入手＞ 国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市及び他市町村から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市及び他市町村の双方に配信され、当市及び他市町村の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。 国民健康保険システムにおける措置 ・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることとしている。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・受け付けた申請書等は、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するために、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。 ・郵送にて申請書を受付ける場合、投函用封筒に国保・年金課の住所を明記し、当該住所宛に必ず返送するよう本人に説明する。 ・書面の届出の場合には、本人(もしくは代理人)から直接届出を受けることを原則とする。 ・システムを使用する職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・システムの操作履歴を記録し、不正行為を行っていないことを確認する。 ・システムへの入力は、市の施設以外及び市の保有する端末以外実施できない。 ・特定個人情報を入力する端末は、内蔵ディスク及び外部記憶媒体への書き込み機能を禁止する。 ・USBメモリ等による外部記憶媒体から情報を入手する場合は、「外部記憶媒体管理運用手順書」に従って運用している。 ＜国保連合会からの入手＞ 国保総合PCにおける措置 ・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な操作等を抑止することにより、データが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・サービス検索・電子申請機能とe-Gov電子申請サービスは、専用線であるGSS G-Net回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	統合宛名システムは、特定個人情報を取り扱う事務ごとに、特定個人情報の使用目的で認められる範囲の対象者及び情報以外が参照できないようアクセス制御を行っている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・特定個人情報ファイルには、適切な権限がある担当者のみがアクセスできるよう設計されている。適切な権限がある担当者からのアクセスであっても個人番号を表示する必要のない業務(機能)からのアクセスについては、個人番号を画面表示しない設計としている。 ・情報セキュリティ管理者は、職員が管理する課共有フォルダ内において、業務に必要な特定個人情報収集保管されていないことを定期的に確認する。	
その他の措置の内容	<国保総合PCにおける措置> ・当市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 * : GUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てる。 ・ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・認証後は利用機能の認可機能より、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えないよう対策を実施する。 ・パスワードを定期的に変更する。 ・一定回数以上ログインに失敗したIDは停止等措置を講じる。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・端末のパスワードの記録機能等を使用しない。 ・パスワードを共有しない。 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減する。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底する。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限と業務(担当職員)の対応表を作成し、ID・パスワードの発行管理を行う。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請する。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・権限の申請・変更・失効については申請書を使用し、記録を残す。	

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・ユーザーIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を、変更または削除する。 ・パスワードに有効期限を設け、定期的にパスワードの変更を行わないと、システムが利用できないよう設定する。また、IDを複数設定できないシステムについては、職員の異動退職の際など定期的にパスワード等を変更する。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システムの操作履歴を記録する。 ・システムの操作履歴を点検していることを職員等に周知する。 ・操作履歴の定期的な確認により不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に保管する。 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	
その他の措置の内容	【システム保守運用等のために管理者権限等の特権を付与されたID(以下「特権ID」という。)の利用】 ・利用者を必要最小限にし、パスワードの厳格な管理や定期的な変更、特権IDによるアクセス環境(作業場所、接続端末、必要最小限の接続時間、2人以上による保守作業の確認)の制限、利用の事前承認、操作履歴の記録や検査等の厳重な管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・全職員に対し、守秘義務など職場で守るべき遵守事項、特定個人情報を含む機密情報の業務以外の目的での利用の禁止、違反した場合の処分内容等について、情報セキュリティ教育を行う。 ・正職員以外の従事者(会計年度任用職員または外部委託事業者等)に職員と同等の情報セキュリティ教育を行った上で、「情報セキュリティポリシー遵守同意書」に署名させる。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報を入力、照会する端末は、内蔵ディスク及び電子記憶媒体への書き込み機能を禁止する。 ・バックアップ実行は自動化し、特権IDでのみ実行、アクセスを許可している。 ・特権IDの管理及び運用は「Ⅲ-3.リスク2 その他の措置の内容」に従う。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 ・国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がある使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存ができるようシステムの的に制御する。	
	リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

具体的な制限方法

特定個人情報ファイルの取扱いの記録

具体的な方法

特定個人情報の提供ルール

委託先から他者への
提供に関するルール
内容及びルール遵守
の確認方法

- ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。

	委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を岐阜市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。 ・委託先に情報提供をする際には、日付、枚数、媒体等を記載した管理簿を作成し、情報セキュリティ管理者の承認を得たうえで受け渡ししている。 ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、情報の受け渡しの際に管理簿等で記録を取って実施することを確認している。 ・特定個人情報を記録した媒体は、直接渡すか、送付する場合は、適切な手段（セキュリティ便等）を採用する。 ・記録の保存期間については、当市の岐阜市文書取扱規則第38条に従い、5年間保存する。 ・特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要なに応じてパスワードの設定を行うこと及び管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・提供情報は、業務委託完了時に全て返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監査する。
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	・保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、委託実施場所を岐阜市庁舎内のみとしており、かつ直接のシステム操作であるため、特定個人情報を含むデータの受け渡しは発生しないため、消去の委託はしない。 ・契約書に業務委託終了後、発注者から入手した情報資産を返還または発注者の指示する方法で完全に消去・廃棄し、その旨の証明を書面にて提出することを定めている。 ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、情報の消去・廃棄等における取扱い手順を定めていることを確認している。 <クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	以下の規定を委託契約書及び個人情報取扱特記仕様書に定めている。 ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知りえた情報の守秘義務（委託業務終了後を含む） ・改竄、漏えい、滅失及び毀損の防止 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・提供した情報資産の複写または複製の禁止 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・「情報セキュリティ対策チェックシート」による自己点検の実施 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・市による監査及び検査 ・市による事故時等の公表 ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定（損害賠償等）
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない

	・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する教育の確認 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
具体的な方法	
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

委託先において契約書等に示す情報セキュリティの遵守が疎かになるリスクに対し、業務着手時及び年度当初に「情報セキュリティ対策チェックシート」により、遵守状況の自己点検を徹底させている。

<国保連合会における措置>

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムを岐阜県内のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。

<取りまとめ期間における措置>

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する事務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・庁内連携システムを利用した情報の移転は全て実行結果の記録を残している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報ファイルを扱う業務システムから移転は、庁内連携システムによるデータ連携、または、住民情報系ネットワーク（インターネットに接続されない）内に作成された、アクセス可能な者が制限される共有フォルダを用いたデータの受け渡しのみとしている。 ・庁内連携システムにおいて、情報システム管理者が特定個人情報ファイルの連携毎に移転の目的や法的根拠を確認した上で、移転先の業務遂行に必要な情報項目と移転タイミングをシステムの設計書として定めている。	
その他の措置の内容	・操作端末のハードディスク、USBメモリやCD-R等の外部記憶媒体を利用して情報の提供・移転ができないよう、操作端末のハードディスクやUSB接続機器への書き込み禁止、書き込み可能な光学ドライブを搭載しない等の制限をしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内連携システムによる移転の実行は自動化されており、特定の権限を持つ者以外実行できないよう、アクセス制限されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内連携システムは、仕組みとして移転元と移転先の関連付け及び移転する情報が定義されており、人的に誤った情報の移転及び誤った相手への移転を防止する。 ・庁内連携システムの設計書等に記載される、移転元と移転先の関連付け、移転する情報については、情報システム管理者、個人情報管理責任者（情報セキュリティ管理者）が点検、承認し記録する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・情報提供ネットワークシステムを利用する者を限定し、利用者の管理を徹底することで、情報提供ネットワーク接続による目的外の入手のリスクに対応している。 ・情報セキュリティ管理者は、所管業務において情報提供ネットワークを利用する職員等を、必要最小限に特定し、中間サーバーの利用者ID及び利用権限を申請する。 ・情報システム管理者は、情報提供ネットワークから付与された管理者権限により、中間サーバーの利用者IDと利用権限を設定する。なお管理者権限は厳重に管理し、漏らさない。 ・情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、中間サーバーの利用者IDを定期的に棚卸し、不利用な利用者IDを消去する。 ・職員等の中間サーバーのログイン認証は、中間サーバーを利用可能な職員毎のユーザIDにより行い、その操作内容の記録を実施することから、職員等は中間サーバーの利用者IDを他の職員と共有しない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・中間サーバーとの接続において、不適切な端末等が接続できないよう対策を講じることで、リスクに対応している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	他団体への特定個人情報の照会に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間サーバー・ソフトウェアにおいて講じられた措置によってリスクに対応している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	他団体への特定個人情報の照会に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間サーバー・ソフトウェア、中間サーバー・プラットフォームにおいて講じられた措置によってリスクに対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害の対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・情報提供ネットワークシステムによる情報提供については、必ず共通基盤連携システムの中間サーバー連携機能を経由することとし、許可されたシステム以外からの情報提供を禁止している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定している。 ・中間サーバーとの接続において、不適切な端末等が接続できないよう対策を講じている。 ・中間サーバーに保存する特定個人情報ファイルの更新を職員等が誤って実施できないよう、システムを利用する必要がある職員を特定し、権限管理、利用者IDを定期的な棚卸し、不要なIDの消去等を行う。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・他団体への特定個人情報の提供に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間サーバー・ソフトウェア、中間サーバー・プラットフォームにおいて講じられた措置によってリスクに対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	他団体への特定個人情報の提供に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間サーバー・ソフトウェアにおいて講じられた措置によってリスクに対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<各課事務室内における措置> ・各課事務室内の全端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・各課事務室内の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。 ・総合窓口事務室への入室はICカードにより厳重に管理されている。 ・業務時間外の総合窓口事務室はシャッターで閉鎖される。 ・申請書受付簿は、入力及び照合した後、鍵付の書庫に保管する。 <外部データセンターにおける措置> ・データセンター内のサーバ室への入退室は、職員、保守事業者等のうち入室を許可された者のみに制限し管理しており、入室の事前申請の承認、入退室管理簿の記録をしている。 ・データセンター内のサーバー室への入退室は、ICカード(許可された者のみ所有)、静脈認証等の生体認証、パスワード(許可された者ごとに設定)による認証を必要とし、また監視カメラによる監視をしている。 ・サーバー室へのパソコン、外部記憶媒体、通信機器等の無断持ち込みを禁止している。 ・データの滅失、既存を防止するため、サーバ室は火災、水害、埃、振動、温度等の対策がされ、非常用電源及び無停電電源装置を備えている。 <本庁マシン室(運用事業者のオペレーティング室)における措置> ・入室は入ロドアのパスワード認証、入退室管理簿の記録で管理している。 ・監視カメラにより、入退室や作業状況を監視している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・端末はセキュリティワイヤーで固定する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	

⑥技術的対策	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	・システムの操作履歴を記録する。 ・サーバー、パソコンにウイルス対策ソフトを常駐しリアルタイムチェックを実施し、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは自動化により最新のものを適用している。 ・ネットワークを通じての不正アクセス対策として、ファイアウォールやIPSにより、不正、不要な通信の検知や遮断をしている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策パッチ適用は、必要性、動作の安全性等を確認したうえで実施することとしている。 ・パソコンは許可なくソフトウェアを導入できないよう管理者権限を制限しており、また、パソコンを許可なくネットワークに接続できないよう、端末の認証等の制限をしている。 ・端末から一定の時間操作が行われない場合は、システムとの接続を遮断し、他者に利用されることを防止する。 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・当市と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と同様の方法にて安全管理をする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内のシステムとの整合処理を定期的の実施し、保存中の被保険者に関する情報が最新であるかどうかを確認する <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		

消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 ・帳票については、規定に基づき、帳簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・廃棄時には、規定に基づき、廃棄を行うとともに、廃棄日時、担当者及び処理内容を記録する。 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて情報セキュリティ管理者が確認する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	・年に1回担当部署内において、評価書の記載内容通りの運用がなされていることについて、自己点検を行い、運用状況を確認する。 <国保総合(国保集約)システム> ・番号法第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等を基に中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対して、定期的に自己点検を実施することとしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
②監査		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	・評価書に記載した通りに運用がなされていること、その他特定個人情報ファイルの取扱いの適正性について、定期的に監査を行うこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規定等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <国保総合(国保集約)システムにおける措置> ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。

2. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	・職員に対しては、定期的に個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導のうえ、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作及び運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 職員及び嘱託員 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項: 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度: おおむね一年ごと ・教育方法: eラーニング ・教育対象: 特定個人情報ファイルを取扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 *「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応について、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。
--

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒500－8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所 市民協働生活部 国保・年金課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、所定の請求書に必要事項を記載し、提出する。
特記事項	市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険システムファイル
公表場所	当市のWebサイト
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岐阜市役所 市民協働生活部 国保・年金課 管理運営係 電話:058-214-2083
②対応方法	問い合わせの受付時に起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	岐阜市市民意見聴取プロセス実施要綱に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、市報に公表している旨の記事を掲載し、市ホームページ及び市内公共施設にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	(1)平成27年6月1日から同年6月30日まで(2)平成28年12月5日から平成29年1月4日まで(3)令和2年4月1日から同年4月30日まで(4)令和2年11月2日から同年12月2日まで(5)令和6年12月2日から同年12月27日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	(1)意見提出:0件 (2)意見提出:0件 (3)意見提出:0件 (4)意見提出:0件 (5)意見提出:0件
⑤評価書への反映	(1)修正なし (2)修正なし (3)修正なし (4)修正なし (5)修正なし
3. 第三者点検	
①実施日	(1)平成27年7月27日(2)平成29年1月10日(3)令和2年6月29日(4)令和3年1月25日(5)令和7年2月27日
②方法	岐阜市個人情報保護審議会による第三者点検の実施
③結果	(1)原案通り認める旨の答申を得た。 (2)原案通り認める旨の答申を得た。 (3)原案通り認める旨の答申を得た。 (4)原案通り認める旨の答申を得た。 (5)原案通り認める旨の答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。	なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。	事後	(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。重要な変更には該当しない。
令和6年11月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	(i)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。	(i)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (iii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。	事後	(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。重要な変更には該当しない。
令和6年11月27日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令／総務省令第5号。以下「別表主務省令」という。) 第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・上記のほか、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項 別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令／総務省令第5号。以下「別表主務省令」という。) 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その照会結果の受領に関する法的根拠を追記。重要な変更には該当しない。
令和6年11月27日	別添1 事務の内容	記載なし	・「B. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係」の図にJ-LISを追加。 ・「C. 国保総合PCと市区町村システムとの関係」の図にJ-LISを追加。 ・「4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)」の内容のページを追加。	事後	(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。重要な変更には該当しない。
令和6年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社アシスト	パーソルビジネスプロセスデザイン・アシスト共同事業体	事後	重要な変更には該当しない
令和6年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	パーソルテンブススタッフ株式会社岐阜オフィス	パーソルビジネスプロセスデザイン・アシスト共同事業体	事後	重要な変更には該当しない
令和6年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理及び個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会、などを行う。	事後	(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。
令和6年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託先名	パーソルテンブススタッフ株式会社岐阜オフィス	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 BPO事業本部	事後	重要な変更には該当しない

令和7年3月24日	別添1 事務の内容 A被保険者・岐阜市国保・年金課(岐阜市内機関含む)・他機関の関係概要	図中、被保険者証・決定通知・給付等	図中、資格確認書・決定通知・給付等	事後	重要な変更に該当しない
令和7年3月24日	別添1 事務の内容 A被保険者・岐阜市国保・年金課(岐阜市内機関含む)・他機関の関係概要(備考)	①国民健康保険システム(国保・年金課業務) (国民健康保険資格システム) ・岐阜市国民健康保険資格に関する取得・喪失・変更の届出に基づく管理。 ・被保険者証、高齢受給者証及び資格喪失証明書の交付(履歴)管理。 ・高齢受給者証の負担割合決定及び交付(履歴)管理。 (滞納整理システム) ・保険料の滞納状況・納付状況管理及び当該状況に基づく短期被保険者証の交付(履歴)管理 ・併明通知後の交付要求や滞納差し押さえ状況管理。	①国民健康保険システム(国保・年金課業務) (国民健康保険資格システム) ・岐阜市国民健康保険資格に関する取得・喪失・変更の届出に基づく管理。 ・資格確認書等の交付(履歴)管理。 ・資格確認書等の負担割合決定及び交付(履歴)管理。 (滞納整理システム) ・保険料の滞納状況・納付状況管理及び当該状況に基づく資格確認書の交付(履歴)管理 ・併明通知後の交付要求や滞納差し押さえ状況管理。	事後	重要な変更に該当しない
令和7年3月24日	別添1 事務の内容 C.国保総合PCと市区町村システムとの関係	図中、被保険者証等	図中、資格確認書等	事後	重要な変更に該当しない
令和7年3月24日	別添1 事務の内容 1.資格継続業務	図中、被保険者証等	図中、被保険者証等	事後	重要な変更に該当しない
令和7年3月24日	別添1 事務の内容 1. 資格継続業務 備考	(1)被保険者異動情報等の送信 1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム(以下、市区町村システム)に当該情報を登録する。住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。	(1)被保険者異動情報等の送信 1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム(以下、市区町村システム)に当該情報を登録する。住民には、必要に応じて資格確認書等を交付する。	事後	重要な変更に該当しない
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報④記録される項目 その他妥当性	・地方税情報:保険料の賦課決定、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の負担割合決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有	・地方税情報:保険料の賦課決定、資格確認書等の負担割合決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有	事後	重要な変更に該当しない
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・国被保険者異動届の際に入手する場合は、個人番号カード、被保険者証又は本人確認書類に記載された個人情報(番号)を基に、住基システム等を用いて本人確認を実施。	・国被保険者異動届の際に入手する場合は、個人番号カード、資格確認書又は本人確認書類に記載された個人情報(番号)を基に、住基システム等を用いて本人確認を実施。	事後	重要な変更に該当しない
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	・国民健康保険資格の得喪 ・保険証、短期証、保険証兼高齢受給者証、資格者証明等の交付 ・保険料の賦課 ・保険証兼高齢受給者証負担割合の決定 ・高額療養費及び高額・介護合算療養日算定基準額の決定 ・滞納者への催告	・国民健康保険資格の得喪 ・資格確認書等の交付 ・保険料の賦課 ・資格確認書等負担割合の決定 ・高額療養費及び高額・介護合算療養日算定基準額の決定 ・滞納者への催告	事後	重要な変更に該当しない
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 別紙3 移転 №8	保健衛生部 保健所 感染症対策課	保健衛生部 保健所 感染症・医務業務課	事後	重要な変更に該当しない
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(右記事項を追記)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウドにおける安全管理措置等の追記に伴う修正
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(右記事項を追記)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。	事前	ガバメントクラウドにおける安全管理措置等の追記に伴う修正

令和7年3月24日	Ⅲ7. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(右記事項を追記)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウドにおける安全管理措置等の追記に伴う修正
令和7年3月24日	Ⅲ7. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(右記事項を追記)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。x ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウドにおける安全管理措置等の追記に伴う修正
令和7年3月24日	Ⅲ7. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 消去手順	(右記事項を追記)	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	ガバメントクラウドにおける安全管理措置等の追記に伴う修正
令和7年3月24日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(右記事項を追記)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	ガバメントクラウドにおける安全管理措置等の追記に伴う修正
令和7年3月24日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(右記事項を追記)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応について、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウドにおける安全管理措置等の追記に伴う修正
令和7年3月24日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年9月26日	令和7年3月24日	事後	重要な変更には該当しない
令和7年3月24日	Ⅵ2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	(1)平成27年6月1日から同年6月30日まで(2)平成28年12月5日から平成29年1月4日まで(3)令和2年4月1日から同年4月30日まで(4)令和2年11月2日から同年12月2日まで	(1)平成27年6月1日から同年6月30日まで(2)平成28年12月5日から平成29年1月4日まで(3)令和2年4月1日から同年4月30日まで(4)令和2年11月2日から同年12月2日まで(5)令和6年12月2日から同年12月27日まで	事後	重要な変更には該当しない
令和7年3月24日	Ⅵ2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	(1)意見提出:0件 (2)意見提出:0件 (3)意見提出:0件 (4)意見提出:0件	(1)意見提出:0件 (2)意見提出:0件 (3)意見提出:0件 (4)意見提出:0件 (5)意見提出:0件	事後	重要な変更には該当しない

令和7年3月24日	Ⅵ2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	(1)修正なし (2)修正なし (3)修正なし (4)修正なし	(1)修正なし (2)修正なし (3)修正なし (4)修正なし (5)修正なし	事後	重要な変更には該当しない
令和7年3月24日	Ⅵ3. 第三者点検 ①実施日	(1)平成27年7月27日(2)平成29年1月10日(3)令和2年6月29日(4)令和3年1月25日	(1)平成27年7月27日(2)平成29年1月10日(3)令和2年6月29日(4)令和3年1月25日(5)令和7年2月27日	事後	重要な変更には該当しない
令和7年3月24日	Ⅵ3. 第三者点検 ③結果	(1)原案通り認める旨の答申を得た。 (2)原案通り認める旨の答申を得た。 (3)原案通り認める旨の答申を得た。 (4)原案通り認める旨の答申を得た。	(1)原案通り認める旨の答申を得た。 (2)原案通り認める旨の答申を得た。 (3)原案通り認める旨の答申を得た。 (4)原案通り認める旨の答申を得た。 (5)原案通り認める旨の答申を得た。	事後	重要な変更には該当しない
令和7年3月24日	Ⅰ 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ①部署	市民生活部 国保・年金課	市民協働生活部 国保・年金課	事後	組織変更による修正
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ①事務担当部署	市民生活部 国保・年金課	市民協働生活部 国保・年金課	事後	組織変更による修正
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	【○】評価実施機関内の他部署 (市民課・市民税課・障がい福祉課・生活福祉一課・生活福祉二課・介護保険課・福祉医療課・高齢福祉課)	【○】評価実施機関内の他部署 (市民課・市民税課・障がい福祉課・生活福祉一課・生活福祉二課・生活福祉三課・介護保険課・福祉医療課・高齢福祉課)	事後	組織変更による修正
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	重要な変更には該当しない
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み書きできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	重要な変更には該当しない
令和7年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事前	重要な変更には該当しない

令和7年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③ 中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	重要な変更には該当しない
令和7年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	重要な変更には該当しない
令和7年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策 具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ② 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	重要な変更には該当しない
令和7年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ② 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ② 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④ 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離れた閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤ 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥ 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦ 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	重要な変更には該当しない
令和7年3月24日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ② 監査 具体的な内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ② 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更には該当しない
令和7年3月24日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	重要な変更には該当しない
令和7年3月24日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ① 請求先	〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所 市民生活部 国保・年金課	〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所 市民協働生活部 国保・年金課	事後	組織変更による修正
令和7年3月24日	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ① 連絡先	岐阜市役所 市民生活部 国保・年金課 管理運営係	岐阜市役所 市民協働生活部 国保・年金課 管理運営係	事後	組織変更による修正

	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称	(右記事項を追記)	サービス検索・電子申請機能	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	(右記事項を追記)	・【住民向け機能】自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請できる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他のシステムとの接続	(右記事項を追記)	[○]その他 ③e-Gov電子申請サービス	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	別添1 事務の内容 A 被保険者・岐阜市国保・年金課(岐阜市内機関含む)・他機関の関係概要図中	(右記事項を追記)	資格・世帯主変更届出⇒サービス検索・電子申請機能(国民側)⇒e-Gov⇒サービス検索・電子申請機能(自治体側)⇒LGWAN接続PC	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	別添1 事務の内容 A 被保険者・岐阜市国保・年金課(岐阜市内機関含む)・他機関の関係概要備考	(右記事項を追記)	⑦ サービス検索・電子申請機能 ・サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データ(被保険者異動届、世帯主変更届)をLGWAN接続PCより受領。	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	住民基本台帳法の改正による修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・4情報及び連絡先:対象者の資格・収納及び給付関係の基本情報を管理するために保有	・5情報及び連絡先:対象者の資格・収納及び給付関係の基本情報を管理するために保有	事後	住民基本台帳法の改正による修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(右記事項を追記)	＜サービス検索・電子申請機能＞ サービス検索・電子申請機能を通じて電子申請データを入手する。日次の頻度。	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	年1回の見直しによる修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	＜各課事務室内における措置＞ ・申請書受付簿は、入力及び照合した後、鍵付の書庫に保管する。	＜各課事務室内における措置＞ ・申請書等は、入力及び照合した後、鍵付の書庫に保管する。	事前	次期オンラインサービスへの移行に伴う追記
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(右記事項を追記)	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データはデータを自治体システムに移行した後、速やかに完全消去する。	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記

	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(右記事項を追記)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のみならずを防止する。	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(右記事項を追記)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(右記事項を追記)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子証明を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしてもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施できるよう措置を講じている。	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求める。 ・写真なしの官公庁発行の証明書(保険証など複数)と住民基本台帳情報等の聞き取りを行う。 ・通知カード、個人番号カードの記載内容や窓口での聞き取り内容が住民基本台帳情報と一致しているか確認を行う。	・個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求める。 ・写真なしの官公庁発行の証明書(資格確認書、年金手帳など複数)と住民基本台帳情報等の聞き取りを行う。 ・個人番号カードの記載内容や窓口での聞き取り内容が住民基本台帳情報と一致しているか確認を行う。	事後	年1回の見直しによる修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	(右記事項を追記)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(右記事項を追記)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<びったりサービス(マイナポータル)を利用した電子申請の受理にかかる措置の内容> ・住民が利用するサービス検索・電子申請機能の画面誘導を簡潔にし、異なる手続きに係る申請や不要な情報の送信を防止する。 ・電子申請の受領に際しては、電子署名を利用した本人確認を実施する。すなわち、住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検索(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。 ・びったりサービス(マイナポータル)、サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からのデータへの不正なアクセス、漏えい等が起こらないようにしている。	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・サービス検索・電子申請機能とe-Gov電子申請サービスは、専用線であるGSS G-Net回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記

	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止する。	＜国保総合PCにおける措置＞ (左記事項を削除)	事後	年1回の見直しによる修正(重複事項)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	(右記事項を追記)	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3:従事者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	(右記事項を追記)	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報に不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	(右記事項を追記)	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存ができるようシステム的に制御する。	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(右記事項を追記)	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2:特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	(右記事項を追記)	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	(右記事項を追記)	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて情報セキュリティ管理者が確認する。	事前	次期オンラインサービスへの移行に向けた追記
	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和7年3月24日		事後	重要な変更には該当しない